

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供																		
(1) 幼児期の教育・保育の提供																		
①	※	幼稚園・認定こども園における教育の実施		満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。今後は、幼児教育の無償化や新制度移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組みます。	こども保育課		量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			新制度幼稚園移行 4園 (うち1園認定こども園移行) 認定こども園移行 5園 新制度幼稚園及び認定こども園移行に対し、対応しました。	B:7割以上9割未満	引き続き、新制度幼稚園または認定こども園への移行を検討している幼稚園等からの相談を随時受け付けます。	令和4年度4月から八幡台幼稚園が新制度幼稚園へ移行しました。令和5年度から新制度幼稚園または認定こども園への移行を検討している幼稚園等からの相談に対応しました。	引き続き、新制度幼稚園または認定こども園への移行を検討している幼稚園等からの相談を随時受け付けます。	令和5年度4月から第二みどり幼稚園が新制度幼稚園へ移行、うみもみ保育園、畑沢幼稚園が認定こども園に移行しました。令和6年度から新制度幼稚園または認定こども園への移行を検討している幼稚園等からの相談に対応しました。	引き続き、新制度幼稚園または認定こども園への移行を検討している幼稚園等からの相談を随時受け付けます。	令和7年度から新制度幼稚園への移行を検討している幼稚園等からの相談に対応しました。	
②	※	保育園・認定こども園における保育の実施		保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。1歳や2歳、3歳クラスから待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行なえるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。また、保育の無償化に伴い、適切な対応に取り組みます。	こども保育課		量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			新規保育施設 認可保育所 1園 小規模保育事業所 5園 保育士修学資金貸付事業 借受 人 26人(継続含) 新規保育施設開園等により保育の提供体制を確保していきまします。	B:7割以上9割未満	令和4年度4月からスクルドエンジェル保育園アクアゲート(利用定員70名)及びソフィアキッズ保育園コスモ(利用定員19名)、ソフィアキッズ保育園オーラ(利用定員19名)オーキッド千束台保育園(利用定員19名)が新規開園しました。引き続き保育のニーズを把握しつつ保育の提供体制を確保していきます。	令和4年度4月からスクルドエンジェル保育園アクアゲート(利用定員70名)及びソフィアキッズ保育園コスモ(利用定員19名)、ソフィアキッズ保育園オーラ(利用定員19名)オーキッド千束台保育園(利用定員19名)が新規開園しました。	引き続き保育のニーズを把握しつつ、待機児童を解消するため、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸付を行い、市内の保育施設に従事する人材の確保や、民間保育園における保育士の処遇の改善のため賃金上乗せ措置を行います。	令和5年度4月から畑沢幼稚園(保育定員39人)が保育部分の定員設定を行った。保育士資格の取得を目指す学生9人に対して修学資金貸付を行った。	引き続き保育のニーズを把握しつつ、待機児童を解消するため、保育士資格の取得を目指す学生20人に対して修学資金貸付を行いました。また、引き続き民間保育園における保育士の処遇の改善のため賃金上乗せ措置を行いました。	令和6年度4月から高柳幼稚園(保育定員30人)が保育部分の定員設定を行った。保育士資格の取得を目指す学生20人に対して修学資金貸付を行いました。また、引き続き民間保育園における保育士の処遇の改善のため賃金上乗せ措置を行いました。	
(2) 保育環境・幼児教育環境の充実																		
①	※	保育園施設の管理等		市立保育園については、施設の適切な管理を行い、民間保育園については、施設の適切な保育環境の整備を図るために、必要な支援・協力をすすめる事業です。経年による市立保育園の老朽化が進んでいることから、今後は、建替え等の検討を含め、保育環境の整備に取り組みます。	こども保育課	保育施設の改修状況(件数)	①改修状況:0件	①改修状況:2件	民間保育施設について、新規開設園に対し、建設に係る費用に対して一部補助を行い、老朽化が進んでいる施設に対しては、改修に係る費用の一部を補助しました。	A:9割以上	施設の耐震強度不足で休園している鎌足保育園の運営方針を検討します。公立保育園として運営する桜井保育園及びわかば保育園の保育環境の整備に取り組みます。	令和5年3月末日をもって鎌足保育園を閉園することし、記念誌の発行、及び写真の展示を行いました。また、子供を安心して預けられる施設を整備するため、認定こども園木更津つみこども園の園舎改築の補助を行いました。	公立保育園として運営する桜井保育園及びわかば保育園の保育環境の整備に取り組みます。	公立保育園施設の安全確保のための管理や長寿命化等、建物の劣化の把握、今後の方向性と対策の方針を示す計画として公共施設等個別施設計画を策定しました。	公共施設等個別施設計画に沿って桜井保育園及びわかば保育園の保育環境の整備に取り組みました。また、子供を安心して預けられる施設を整備するため、久津間保育園の冷暖房工事及び施設改修工事に対し補助を行った。	公共施設等個別施設計画に沿って桜井保育園及びわかば保育園の保育環境の整備に取り組みました。また、子供を安心して預けられる施設を整備するため、久津間保育園の冷暖房工事及び施設改修工事に対し補助を行った。		
②	新規	保育園業務のICTの活用		ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進する事業です。これらのシステムの活用により、更なる児童の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の充実、情報管理の整備を図ります。	こども保育課	導入園数	導入状況:0件	導入状況:2件	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び通訳や翻訳のための機器の購入、睡眠中の事故防止対策に必要な機器等の備品の購入、送迎バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に対し、一部を補助しました。	A:9割以上	保護者の利便性を高めるため、行事等のお知らせなどもシステム内の機能を活用します。	久津間保育園にて、園児の登園や降園の時間や出欠を管理する登降園管理システムの導入、ゆりかご保育園にて、外国語を翻訳してくれる翻訳システムの導入、ソフィアキッズ保育園アクア・マリノ・コスモ・オーラにて、保育中の事故防止のため、園児のお昼寝の様子を自動で記録し、うつぶせ寝の状態等をお知らせする午睡管理システムの導入に対して、補助を行いました。	市内民間保育園に対して、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入及び送迎バスへの置き去り防止のためのプザーの設置等に必要な経費の補助を行いました。	ふくた保育園、ソフィアキッズ保育園アクア・マリノ・コスモ・オーラにて、園児の登園や降園の時間の管理を自動化し、園児の安全確保を図ります。	市内民間保育園に対して、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入に必要な経費の補助を行う。	スクルドエンジェル保育園アクアゲートにて、睡眠中の事故防止のため、園児のお昼寝の様子を自動で記録し、うつぶせ寝の状態等をお知らせする午睡管理システムの導入に対して、補助を行いました。		
③	※	保育園職員の資質の向上		子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた施策です。今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を促し、自己研鑽に努めるよう指導します。また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直します。さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育園における保育の質の向上を目指します。	こども保育課	アクションプログラムによる研修への参加状況、市独自の研修会の開催状況	①参加研修数20回 ②研修参加者数70名 ③研修開催数1回 ④講座開催数6回	①参加研修数30回 ②研修参加者数100名 ③研修開催数3回 ④講座開催数9回	新型コロナウイルス感染症拡大があり、令和2年度は実施できず、令和3年度以降については感染拡大防止対策を講じつつ講座を実施できた。また、各研修についても、可能な限り参加し、保育士のスキルアップにつながった。	B:7割以上9割未満	令和4年度の子育て講座も感染拡大防止対策を講じつつ、対応可能な方法で開催していく方向で準備を進めます。また、各研修についても、可能な限り参加し、保育士のスキルアップを図ります。	研修開催数 3回(木更津市保育施設職員特別研修会(不適切保育)2回) 研修参加者数 141人(木更津市保育施設職員特別研修会46名、木更津市保育施設職員特別研修会(不適切保育)一回目51人、二回目44人) 講座開催数 10回(離乳食講座4回、子育て講座6回) 講座参加者数 167人(離乳食講座大人29人・子ども19人、子育て講座大人57人・子ども62人)	令和5年度の子育て講座も感染拡大防止対策を講じつつ、対応可能な方法で開催していく方向で準備を進めます。また、各研修についても、可能な限り参加し、保育士のスキルアップを図ります。	研修開催数 2回(木更津市保育施設職員特別研修会2回) 研修参加者数 77人(木更津市保育施設職員特別研修会48名(1回目)、木更津市保育施設職員特別研修会51名(2回目)) 講座開催数 16回(離乳食講座4回、子育て講座13回) 講座参加者数 130組(離乳食講座30組、子育て講座 100組)	令和6年度の子育て講座も感染拡大防止対策を講じつつ、対応可能な方法で開催していく方向で準備を進めます。また、各研修についても、可能な限り参加し、保育士のスキルアップを図ります。	研修開催数 2回(木更津市保育施設職員特別研修会2回) 研修参加者数 77人(木更津市保育施設職員特別研修会48名(1回目)、木更津市保育施設職員特別研修会51名(2回目)) 講座開催数 20回(離乳食講座5回、子育て講座15回) 講座参加者数 231組(離乳食講座 52組、子育て講座 179組)		
④	※	保育園・幼稚園等巡回相談等巡回相談		木更津市内の幼稚園・保育園等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が施設を巡回し、施設での子どもの様子を見ながら、保育者等の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	こども発達支援課	①実施園:9園 ②回数:32回 ③対象児:実53人/延91人	市内の保育園、幼稚園で巡回相談の実施(実施園 26園)	市内のすべての保育園、幼稚園で巡回相談が展開される	巡回相談の活用は各施設の希望によるものだが、継続的に活用されており、特定の担任任せにせず、園全体で情報共有・連携が定着してきています。	R6実施園実績数:43園	B:7割以上9割未満	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	①実施園:41園 ②回数:154回 ③対象児:実486人/延863人 希望園及び対象児は増加しており、園内だけでなく巡回相談を活用し、効果的な支援の実践への意識が広がっています。	継続的に保育者等に対して、子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握するための提示や、具体的な関わり方を考え、連携を深めていきます。また、各園の専門性を活かした支援へ橋渡しすることでライフステージを通した「切れ目のない支援」に取り組みます。	①実施園:42園 ②回数:175回 定期的に巡回することにより、子どもや対人関係上の課題が見られる子どもも増え、園と支援機関との連携が図られています。巡回相談と合わせることで、他の支援を組み合わせたなど、保育者等が孤立することがないよう支援する。	①実施園:43園 ②回数:159回 入園前から早期に相談事業とつながっている子どもも増え、園と支援機関との連携が図られています。巡回相談と合わせることで、保育者等が対等に自信を持ち、子どもが安心して過ごせる支援体制の構築ができてきています。		
⑤	※	保育士・幼稚園教諭等研修会		木更津市内の幼稚園・保育園等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、保育者等が児童の特性にあった関わり方を学ぶ研修会です。研修会を開催することで、保育者等の資質向上と地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	こども発達支援課	研修会の開催回数 参加人数	年2回 1回目 135人 2回目 155人 (H30年度の状況)	年2回 200人以上の参加者を維持	市内の幼稚園・保育園・学校・児童通所支援事業所等、対象職員を拡大して実施しました。オンライン研修での録画配信とし、職員の都合のよい日時に視聴をすることで参加者数の増加につながっています。	R6年度実績数: 年1回 347人	B:7割以上9割未満	児童精神科医を講師にお願いし、Web講座にて研修会を実施する。	『発達に気になる子どもたちの理解と支援』を題目とし、児童精神科医を講師としたweb講座を開催しました。公開期間を2ヶ月半設けたことで495人の参加申し込みがありました。	主体的に自分の知識や技術を向上させたいという思いにより多くWeb講座を継続して実施します。	『子どもの心の受け止め方』『子どもを輝かせる関わり方』を題目でWebで2講座開催した。養護学級校教諭を講師としたことで小学校からの参加者も多く、526人の申し込みがあった。	『発達障害のキモチ』を題目にWebで2講座開催しました。臨床心理士・公認心理師の資格を持つ講師とし、347人の参加がありました。		
⑥	※	私立幼稚園の振興費補助事業		市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を助成する事業です。今後は、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	こども保育課	私立幼稚園の振興補助事業の実施状況と推移	①振興補助金交付園数:12園所 ②交付金額:4,933,000円	①振興補助金交付園数:12園所 ②交付金額:4,933,000円	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を補助しました。	B:7割以上9割未満	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。		

基本 目標	施 策	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
			※	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	子どもの生活と発達。乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	子ども保育課	就学相談や情報共有の状況			小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、個々の発達状況に応じて、早い時期から就学相談を行い、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助を実施した。	子どもの発達・発育状況を踏まえ、就学相談を実施 (令和6年度実績)	B: 7割以上9割未満	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助を継続的に取り組めます。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握し、小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助を継続的に取り組めます。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握し、小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握し、小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握し、小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。
		※	学校教育課					就学相談や情報共有の状況	小学校と在園児の発達状況に合わせて就学相談を行う。	幼稚園とより多くの子ども達の発達に関する援助が行えるよう研修会を通して情報交換が出来るような場の設定	子ども発達支援課や健康推進課、子ども保育課等と連携することで、早期から就学相談を行うことができた。また、必要に応じて各幼稚園、保育園、療育園等と情報共有を行い、子ども達の発達・発達に関する援助に取り組んだ。		B: 7割以上9割未満	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	療育機関をはじめとする各関係機関との情報共有や、各園との連携を緊密化することで、よりきめ細やかな引き継ぎを図りました。また、就学支援における保護者との相談をよりいねいに行うことで、援助の充実を図りました。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。	療育機関をはじめとする各関係機関との情報共有や、各園との連携を緊密化することで、よりきめ細やかな引き継ぎを図った。また、就学支援における保護者との相談をよりいねいに行うことで、援助の充実を図った。	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発達・発達に関する援助に取り組めます。

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
<b>基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進</b>																		
<b>(1) 通所による事業</b>																		
①	※			時間外保育事業(延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育園で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です(17時以降保育を必要とする子ども)。事業の提供体制を確保するため、職員の確保及びその処遇の検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:18園 ②児童数:平均347名/月	①実施施設数:20園 ②児童数:平均385名/月	新規保育施設が延長保育を実施しているため、事業実施施設数は増加した。児童数については、公立保育施設の民営化により数値が減少した。	実施施設:29園 児童数:168名(公立保育園のみ)	B:7割以上9割未満	保護者の保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。	実施施設:28園 児童数:146名(公立保育園のみ)	延長保育を実施する保育施設に対し補助を行い、延長保育実施の促進を図ります。保護者の延長保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。	実施施設:29園 児童数:131名(公立保育園のみ)	延長保育を実施する保育施設に対し補助を行い、延長保育実施の促進を図ります。保護者の延長保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。	実施施設:29園 児童数:168名(公立保育園のみ)
②	※			幼稚園・認定こども園での預かり保育	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市内の全幼稚園で実施する事業です。今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	預かり保育実施園	①実施施設数:幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	①実施施設数:幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	目標値17施設数に対し、合計施設数の実績値は18施設数となり、目標値を上回った。	幼稚園:8箇所 認定こども園:10箇所	B:7割以上9割未満	預かり保育へのニーズを把握しつつ、預かり保育の確保をしていきます。	幼稚園:10箇所 認定こども園:9箇所	預かり保育を実施する新制度幼稚園及び認定こども園に対し、補助を行い、預かり保育の促進と児童の福祉の向上を図ります。預かり保育へのニーズを把握しつつ、預かり保育の確保をしていきます。	幼稚園:9箇所 認定こども園:10箇所	預かり保育を実施する新制度幼稚園及び認定こども園に対し、補助を行い、預かり保育の促進と児童の福祉の向上を図ります。預かり保育へのニーズを把握しつつ、預かり保育の確保を実施していく。	幼稚園:9箇所 認定こども園:10箇所
③	※			一時預かり事業	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育園等で一時預かりを実施する事業です。子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組めます。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:7園 ②延べ利用日数:1806日	①実施施設数:8園 ②延べ利用日数:2064日	実施施設数が増加し9園となったことに伴い、日数も2,513日に増加した。	実施施設:9園 延べ利用日数:2,513日	A:9割以上	今後も引き続きニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組めます。	実施施設:9園 児童数:2,305名	一時預かり事業を実施する保育施設に対し補助を行い、事業の実施の促進を図ります。今後も引き続き保護者の一時預かりへのニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組めます。	実施施設:9園 延べ利用日数:2,452日	一時預かり事業を実施する保育施設に対し補助を行い、事業の実施の促進を図ります。今後も引き続き保護者の一時預かりへのニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組めます。	実施施設:9園 延べ利用日数:2,513日
④	※			放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。放課後児童クラブの利用については、保護者等会等による運営に応じて必要な助産等を行い、本事業を支援します。さらに、施設設備については小学校の余裕教室の活用について検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①放課後児童クラブ実施施設数:44箇所 ②利用人数:1,359人 ③一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	①放課後児童クラブ実施施設数:50箇所 ②利用人数:1,500人 ③一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	放課後児童クラブの拡充を図ったことで、利用人数の増加につながりました。	放課後児童クラブ実施施設:59箇所 利用人数:1770人(子ども子育て支援交付金の報告児童数) 一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	A:9割以上	引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童クラブ実施施設:51箇所 利用人数:1482人 一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童クラブ実施施設:54箇所 利用人数:1606人 一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童クラブ実施施設:59箇所 利用人数:1770人(子ども子育て支援交付金の報告児童数) 一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし
⑤	※			子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいきます。また、突発的な対応については、対応スタッフの確保が難しいこともあり、連携先と協議しつつ利用の充実に取り組めます。	子育て支援課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価			窓口での案内等により、年々利用延べ数が増加		B:7割以上9割未満	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。	17件4世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。対象年齢の拡大や里親ショートステイについて検討していきます。	37件6世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図っていく。	57件8世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。
⑥	※			病児・病後児保育事業	子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、保育園への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。病児保育のニーズが高まるなか、病児保育の対応施設がないことから、今後、病児保育の受け入れ体制の確保に向けて検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名/63名)	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名/63名)	令和4年度までは病後児保育を実施する施設があったが、現在、体調不良児対応型の事業を実施する施設のみとなっているため、病児・病後児保育事業を実施する施設が無い状況となっている。	病児・病後児保育施設実施施設数:0か所 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:1,193名	D:5割未満	病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	病児保育実施施設数:1箇所 利用人数:20名 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:757名	保育中に体調不良となった児童への緊急対応する保育施設に対し、補助を行い、病児保育事業の推進を図り、児童の福祉の向上を図ります。病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	病児・病後児保育施設実施施設数:0か所 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:1,046名	保育中に体調不良となった児童への緊急対応する保育施設に対し、補助を行い、病児保育事業の推進を図り、児童の福祉の向上を図ります。病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行う。	病児・病後児保育施設実施施設数:0か所 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:1,193名
⑦	※			子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が残業や休日の仕事等で帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組めます。	子育て支援課	事業の周知及び受け入れ施設の拡大	受け入れ可能施設1施設	受け入れ可能施設2施設以上	受け入れ可能施設をショートステイ事業と同じく2施設に増加	令和2年度より2施設で受け入れ実施	B:7割以上9割未満	育児疲れから長期休み期間中の利用が予想されるので、関係機関と連携し家庭の安定をはかっています。	12件2世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。対象年齢の拡大や里親ショートステイについて検討していきます。	27件6世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図って行く。	28件6世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。
⑧	※			休日保育事業	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日に保育を実施する事業です。今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	休日保育実施園と各園の内容	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	計画目標値である実施施設数及び児童数に達しなかった。	実施施設数:1園 児童数:平均27名/月(R6見込値)	C:5割以上7割未満	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	実施施設:1園 児童数:平均59名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	実施施設数:1園 児童数:平均38名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行う。	実施施設数:1園 児童数:平均27名/月
<b>(2) 訪問による事業</b>																		
①	※			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヵ月までの子どもがいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。今後は、母子手帳発行時の子育て支援連絡先登録の徹底や地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組めます。また訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組めます。	健康推進課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①産婦訪問1045人(実施率99%) ②新生児訪問961人(99%) ③未熟児訪問111人(100%)	量の見込みより932人	社会情勢の変化に対応し、感染症対策等を講じながら対象者が安心して訪問を受けられる環境を整えたことにより、9割以上の訪問実施率を維持することができた。必要な時期に専門職が訪問することで適切なサービスにつなげることができました。	①産婦訪問816人(94.6%)、②新生児訪問853人(98.8%)、③未熟児訪問95人(100%)	B:7割以上9割未満	訪問先および訪問者の両者が安心して事業を実施できるように、感染症対策を継続して実施し、指導員研修会も同様に実施していくものとします。	産婦訪問948人(98.1%)、新生児訪問978人(96.6%) コロナウイルス感染症の影響にてキャンセルするケースはあったものの、ほとんどの対象者が訪問を希望し、実施することができました。指導員研修会においては、乳房ケアについての内容とし、より実践に役立つ内容のものとなりました。	新生児訪問を伴走型相談支援の場として実施し、面談後のアンケートを実施する中で産婦の困り感を把握しきめ細やかに支援を行います。	産婦訪問888人(97.8%)、新生児訪問845人(97.7%)、未熟児訪問80人(100%) 伴走型相談支援を一体的に実施し、ほとんどの対象者が訪問を希望し、実施することができた。訪問指導員の研修会においては、個人情報取扱いや妊婦の禁煙支援、指導員の情報・事例共有の場として3回実施し、より実践に役立つ内容のものとした。コロナ禍で見合わせていた里帰り出産した母子に対し、主任児童委員による訪問支援を10月から再開し、子育て支援を行った。	引き続き、伴走型相談支援と一体的に実施し、安心して子育てができるようきめ細やかな支援を行う。	産婦訪問816人(94.6%)、新生児訪問853人(98.8%)、未熟児訪問95人(100%) 伴走型相談支援を一体的に実施し、ほとんどの対象者が訪問を希望し、実施することができた。訪問指導員の研修会においては、個人情報取扱いやコミュニケーションスキル向上、指導員の情報・事例共有の場として3回実施し、より実践に役立つ内容のものとした。
②	※			養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。関係各課の連携をとり、事業の実施に向け取り組んでいきます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向け、協議。事業の性質上目標値の設定は困難。		主に要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に対して、家庭訪問にて専門相談支援や育児家事援助を中心とした支援を行います。ケースに応じた課題に、支援機関や支援方法を、役割分担を決めて対応します。要保護児童児童等延112世帯、159名 特定妊婦延1世帯、1名	B:7割以上9割未満	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心とした支援を行います。ネットワークや健康推進課と連携し取り組みます。	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に対して、家庭訪問にて専門相談支援や育児家事援助を中心とした課題に、支援機関や支援方法を、役割分担を決めて対応した。要保護児童児童等延173世帯、325名 特定妊婦 延3世帯、4名	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心とした支援を行う。健康推進課と連携し取り組んでいくものとする。	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に対して、家庭訪問にて専門相談支援や育児家事援助を中心とした課題に、支援機関や支援方法を、役割分担を決めて対応した。要保護児童児童等延54世帯、325名 特定妊婦 延10世帯、16名			

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
(3)相談支援																		
	①	*		地域子育て拠点事業	子育てを行う環境が大きく変化の中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立してしまい、地域の子育て支援事業関係に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			わかば子育て支援センターでは休日ろばや公民館出張ひろばなど、子育て世代の交流や、親子が気軽に立ち寄り相談できる場として利用が増加している。また緊急一時預かりの施設としての役割も担っている。		B:7割以上9割未満	公立保育園での子育て支援拠点事業を幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。	令和4年10月より、わかば子育て支援センターを開設しました。ひろば事業:利用者数 大人783人、子ども883人、739組 一時預かり事業:利用者数 10人、利用数 54回	公立保育園での子育て支援拠点事業を幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。	わかば子育て支援センターにおいては「ほんほこフェス」を開催するなど、子育て世代の交流を促進します。また、引き続き民間施設に対し、経費の一部補助を実施します。	わかば子育て支援センターにおける「ほんほこフェス」の実施を中心に、幅広い子育て世代の利用を促進します。また、引き続き民間施設への補助を実施する。	わかば子育て支援センターにおいては、「ほんほこフェス」を実施し、市内の支援センターの垣根を超え、子育て世代の交流を促進した。公園で遊ぶ日や0歳児のみの日を作り利用増につながった。また、本事業を実施する民間施設に対し補助を実施した。
	②	*		利用者支援事業	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、一人ひとりのニーズに対応した適切な相談支援や情報提供に取り組みます。	健康推進課 子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価 量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			子育て支援事業等の情報提供や、成長発達や子育てに関する相談に応じるなど支援を行いました。今後は子ども家庭センターとして関係課と協力し、引き続き切れ目ない支援を行って行きます。 わかば子育て支援センターは、教員の低い身近な地域の施設として、育児相談や家庭訪問等、関係各課と情報共有等連携をとり実施した。予防的機能の役割を引き続き担っていく。		B:7割以上9割未満 B:7割以上9割未満	利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」と連携体制が構築できるように、適時情報共有及び相互で検討を行って行きます。 利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」と連携体制が構築できるように、適時情報共有及び相互で検討を行って行きます。	利用者支援事業「基本型」である、わかば子育て支援センターと「母子保健型」きさらづネウボラ、及び関係各機関と適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。 利用者支援事業「基本型」である、わかば子育て支援センターと「母子保健型」きさらづネウボラ、及び関係各機関と適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。	引き続き、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」及び関係機関との連携をはかっていき、各ケース支援及び事業展開においても切れ目ない支援の構築を行ないます。 引き続き、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」及び関係機関との連携をはかっていき、各ケース支援及び事業展開においても切れ目ない支援の構築を行ないます。	利用者支援事業「基本型」である、わかば子育て支援センターと「子ども家庭センター型」の子育て支援課、健康推進課とし、関係機関と適時情報共有及び連携を図り、切れ目ない支援の構築を行う。 利用者支援事業「基本型」である、わかば子育て支援センターと「子ども家庭センター型」の子育て支援課、健康推進課とし、関係機関と適時情報共有及び連携を図り、切れ目ない支援の構築を行う。	利用者支援事業「基本型」のわかば子育て支援センターと「子ども家庭センター型」の子育て支援課、健康推進課と情報共有し適宜連携を図りながら切れ目ない支援を行った。 利用者支援事業「基本型」である、わかば子育て支援センター、「母子保健型」きさらづネウボラ、子ども家庭センター及び関係各機関と適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行った。	
(4)その他の事業																		
	①	*		ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業含む)	小学生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後は、制度の仕組みを見直すとともに、実働できる提供員を増やすことで、利用者の増加に取り組みます。	子育て支援課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			依頼員に対して、提供員が少ない。送迎や預かりは重要があるので提供員を増やすことは今後も求められる。		B:7割以上9割未満	昨年度に引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予約と預かりを無料で実施します。5月よりひとり親等への利用助成事業を開始します。	会員登録数は伸びなかったが、実働回数は増加した。依頼員422人、提供員131人、両方会員26人 実働回数は、1,935回 ひとり親等への利用助成については、登録者数が4世帯、利用者が3世帯、実働回数が98回	会員登録数の増加、事業の認知を高めるため、広報、HP等により事業の周知に努めます。	提供員数、両方会員数は微増であるが会員登録数は全て増加した。 依頼員512人、提供員137人、両方会員27人 実働回数は、1,613回 ひとり親等への利用助成については、登録者数が15世帯、利用者が9世帯、実働回数527回、助成回数420回	提供員の不足が課題となっているため、広報、HP等により周知を図る。育児サポート講習会を休日に設定し、参加者の増加があれば継続していく。	依頼員が541名、提供員が147名、両方会員が28名、合計716名。利用状況は延べ1,878件、前年比256件増加し、預かりや送迎などのニーズに対応した。提供員の確保に向け、広報や市HP、公式LINEを活用した会員登録案内や公民館や商業施設でのチラシの配架を行い提供員を10名増やすことができた。
	②	*		妊婦健康診査事業	妊婦を対象に14回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組めます。また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナーポータル(政府が運営する子育て等のオンラインサービスの国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力力が求められる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組めます。	健康推進課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価			全ての妊婦に望ましい妊婦健診受診の指導を実施しました。受診件数は10,527人、一人当たりの受診回数は11.1回であり、多くの妊婦が望ましい回数の妊婦健診を受けていると考えられます。健康管理システムへの受診データ取り込みエラーをなくすことができました。		B:7割以上9割未満	引き続き妊婦届出時に全員に望ましい妊婦健診の受診回数の指導を実施します。	受診件数は10,972人でした。妊婦届出数は昨年より13%の減少であったが、妊婦健診受診数は昨年より8%減少にとどまったため、より多くの妊婦が望ましい回数の妊婦健診を受けることができたと考えられます。今後も妊婦健診の望ましい受診回数について妊婦届出時に全数指導してまいります。	引き続き妊婦届出時に全員に望ましい妊婦健診の受診回数の指導を実施します。	受診件数は11,290人だった。一人当たりの受診回数は11.3回であり(前年度11.7回)ほぼ同程度を維持している。流産や転出を意味する多くの妊婦が望ましい回数の妊婦健診を受けていると考えられる。今後も妊婦健診の望ましい受診回数について妊婦届出時に全数指導していく。	引き続き妊婦届出時に、全員に望ましい妊婦健診の受診回数の指導を実施する。	受診件数は10,527人だった。一人当たりの受診回数は11.1回であり(前年度11.3回)ほぼ同程度を維持している。全員に妊婦健診の望ましい回数の指導を行っていることの効果と考えられる。健康管理システムへの受診データ取り込みエラーをなくすことに取り組んだ。
	③	*		実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成を行う事業です。幼児教育の無償化に伴い、幼稚園が徴収する副食費の助成を開始するとともに、補給給付の拡大について検討します。	子ども保育課	副食費補給給付事業の実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施 ①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施		世帯所得の状況等を勘案し、対象となる世帯の児童に係る副食費について、幼稚園が徴収した副食費の補給給付を実施した。対象幼稚園数(市内)が2園から6園に減少したため、交付決定(補助対象者)数、交付金額は減少している。また、保育園及び幼稚園における日用品及び文房具等についても、対象となる世帯に対して補給給付を実施した。		A:9割以上	令和4年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補給給付の拡大を行います。	副食材料費に要する費用補助(上半期) 対象人数:112人 交付決定:1,048,131円(下半期) 対象人数:134人 交付金額:2,072,038円 日用品や文房具等に要する費用 対象人数:3人 交付金額:67,000円	令和5年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補給給付の拡大を行います。	副食材料費に要する費用補助(上半期:4-8月) 対象人数:74人 交付決定:797,571円(下半期) 対象人数:83人 交付金額:1,352,475円 日用品や文房具等に要する費用 対象人数:2人 交付金額:59,470円	令和6年度についても引き続き実施する。	副食材料費に要する費用補助(上半期:4-8月) 交付決定:71人(申請:93人) 交付金額:752,899円(下半期:9-3月) 交付決定:80人(申請:89人) 交付金額:1,403,581円 日用品や文房具等に要する費用 交付決定:6人(申請:7人) 交付金額:114,470円

基本目標	施策番号	事業対象	評価項目	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標3 子どもの健やかな成長への支援の推進																		
(1)こどもの健全育成の推進																		
①	※	青少年・子育て相談		子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行う施策です。今後は、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組みます。	社会教育指導員による来所相談・電話相談の広報・周知活動として相談カードの配布をしておくのものであるため、目標設定・評価が困難。	まなび支援センター				電話相談68件、来所相談11件、メール相談25件の相談がありました。社会教育指導員が対応しました。			相談カードの配布	相談カードの配布	相談カードの作成し、令和4年6月に市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等に対し、15,272枚を配布しました。	相談カードの作成し、令和5年6月に市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等に対し、15,805枚を配布し、9月にも市内小中学校に10,846枚を再度配布した。	相談カードの作成だけでなく、他の周知方法についても検討する。	相談カードを作成し、令和6年6月に市内の小中学校、教育機関等に対し、9,265枚を配布した。11月の補導員による青少年への街頭キャンペーン時には、高校生に600枚を配布した。
②	※	専門職の資質の向上事業		母子保健を取り巻く状況に対応するため、母子保健従事者の各研修会や研究会へ参加し、資質の向上を図ります。今後は、母子保健の課題に対応した研修会を実施するとともに、保健指導の資質向上及び標準化に向け、業務や体制の見直し、研修時間の確保に取り組みます。	健康推進課	研修開催回数、参加人数	母子保健従事者研修会への参加	母子保健従事者研修会に継続して参加する	母子保健活動を円滑に継続実施するため、毎年、母子保健従事者研修会に参加し、資質向上に努めました。	A:9割以上			母子保健従事者研修会に参加する。	県主催の母子保健指導者研修会にオンラインで2回8人参加しました。	母子保健従事者研修会に参加し資質向上に努めます。	県主催の母子保健指導者研修会に現地及びオンラインにて2回3名が参加した。	母子保健従事者研修会に参加し資質向上に努める。	県主催の母子保健指導者研修会にオンラインで2回6名が参加した。
③	※	思春期に関する啓発の推進事業		思春期の子どもと心身の成長や思春期の特徴について、各小中学校、公民館と連携し、それぞれの要請に応じ、保護者・教職員・児童生徒を対象とした講演会を実施する事業です。今後は、不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図るとともに、年間3回の「親の会」への参加を機に教育相談教室や適応指導教室につながるよう保護者のサポートに取り組みます。	健康推進課	母子保健コーディネーター研修会の開催回数 新生児訪問指導員研修会の開催回数	母子保健コーディネーター研修会の開催回数 新生児訪問指導員研修会の開催回数	母子保健コーディネーター研修会の開催回数 新生児訪問指導員研修会の開催回数	多様化する母子保健活動に対応するため、母子コーディネーター及び新生児訪問指導員研修会を開催し、保健指導の資質向上に努めました。	・母子保健コーディネーター 課内研修会実施率75% ・新生児訪問指導員研修会実施率100%	B:7割以上9割未満		母子保健コーディネーターの保健指導の質の担保のため、研修会を2回程度開催します。	母子保健コーディネーター課内研修会を1回開催し、保健指導の質の向上に努めました。	母子保健コーディネーターの保健指導の質の担保のため、研修会を2回程度開催します。	訪問指導員の研修会は3回実施した。内容は個人情報の取り扱い、高血圧の妊産婦への支援、禁煙指導について行い、資質向上に努めた。	訪問指導員の研修会は年3回程度開催し、保健指導の質の向上に努める。	母子保健コーディネーター課内研修会の開催 年2回 新生児訪問指導員研修会の開催 年3回実施した。
④	※	少年自然の家キャンプ場の利用促進事業		青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進を行う事業です。今後は、少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けのイベントやボランティア育成を目的とした講座を継続実施する等、利用促進に取り組めます。また、子どもや高齢者が利用しやすいよう、老朽化した施設等の計画的整備に取り組みます。	まなび支援センター	思春期に関する講演会の実施状況	①親の会:3回	①親の会:3回	年間3回の時期や内容を金高先生と綿密に打ち合わせをし、保護者が参加しやすいように計画しました。	親の会を年間3回実施(R6見込値)	B:7割以上9割未満		親の会 3回実施予定	「あさひ学級」保護者、および、市内小中学校に在籍する児童生徒の不登校や子育てに悩む保護者に周知し、年間3回実施した。金高先生のアドバイスを受けた。参加者同士で情報交換したりしながら、よりよい親子関係の在り方について前向きに考える貴重な機会となった。	「あさひ学級」保護者、および、市内小中学校に在籍する児童生徒の不登校や子育てに悩む保護者に周知し、年間3回実施した。金高先生のアドバイスを受けた。参加者同士で情報交換したりしながら、よりよい親子関係の在り方について前向きに考える貴重な機会となった。	「あさひ学級」保護者、および、市内小中学校に在籍する児童生徒の不登校や子育てに悩む保護者に周知し、年間3回実施した。金高先生のアドバイスを受けた。参加者同士で情報交換したりしながら、よりよい親子関係の在り方について前向きに考える貴重な機会となりました。	「あさひ学級」保護者、および、市内小中学校に在籍する児童生徒の不登校や子育てに悩む保護者に周知し、年間3回実施した。金高先生のアドバイスを受けた。参加者同士で情報交換したりしながら、よりよい親子関係の在り方について前向きに考える貴重な機会となりました。	
⑤	※	スポーツ・レクリエーション活動の推進事業		総合型地域スポーツクラブの育成・設立やスポーツ少年団の指導者育成を図りながら、子どもへのニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る事業です。活動団体の競技種目や団数等が減少していることから、今後は、活動団体への加入促進に取り組めます。	生涯学習課	冬季を除く季節毎の利用促進事業の実施(年3回)	H31 年3回	年4回	キャンプ場利用団体の相互交流ならびに利用促進を目的に、令和4年度よりキャンプ場まつりを実施し、2回の開催で約501人が参加し、キャンプ場の周知を図ることができた。	キャンプ場まつりの実施(年1回、230人)(R6実績)	D:5割未満		・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、事業を計画します。 ・また、新規事業として(仮称)キャンプ場まつりを開催します。	10月22日に「キャンプ場まつり」を開催。キャンプ場の指定管理者や青少年関係団体が模擬店や体験ブースを設けてイベントを開催し、利用促進を図りました。 ・来場者数271名 ・スタッフ数76名	昨年度は新規事業のため、限定した関係団体でイベントを開催したが、今年度は地元住民を運営に取り込み規模を拡大して9月10日に開催予定である。	地元住民等にも参画していただく、昨年度よりも規模を拡大し「キャンプ場まつり」を開催する予定だったが、台風被害により安全確保を図ることが困難となり中止した。	昨年度中止となった「キャンプ場まつり」は、9月16日に開催予定であった。このイベント開催を通してキャンプ場の周知を図り、利用者の増加に繋がるよう取り組んでいく。	9月16日(日)「キャンプ場まつり」を実施し、来場者230人であった。このイベント開催を通してキャンプ場の周知を図り、令和5年度713人のところ令和6年度760人と利用者の増加に取り組んだ。
⑥	※	子ども達の居場所づくりと地域の教育力の向上		家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等を実施する施策です。今後は、実施している6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの起こしに取り組めます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一貫型運営については、令和2年度以降も、事業費を考慮しながら、継続実施を図ります。	生涯学習課	活動団体数の推移 すでに文部科学省による目標団体数は達成しているが、活動団体数が増加するよう働きかけられる。	3団体	3団体以上	目標値としていた総合型地域スポーツクラブの団体数(3団体)については、現状維持で目標を達成することができた。また、スポーツ少年団の指導者育成については、市内インストラクターと協働し指導者に向けた養成講習会を行うことにより、指導技術の向上を図ることができた。	3団体	B:7割以上9割未満		指導者に向けた講習会等の情報の提供を行い、指導者活動の促進を図ります。また、各競技における交流大会への出場を呼びかけた。	講習会やイベント等の情報提供を行うとともに、各競技における交流大会への出場を呼びかけた。	指導者に向けた養成講習会を市内インストラクターと協働し、市内で開催することで指導者の育成に取り組む。	市内インストラクターと協働し指導者に向けた養成講習会を行うことで、指導技術の向上を図った。	市スポーツ少年団交流大会を開催し、既加入団体へ出場の呼びかけを行う。	市スポーツ少年団交流大会については、県大会と同じとなった競技があり参加人数が少なく開催中止となった。
⑦	※	地域の青少年健全育成活動の支援		青少年の健全育成を推進するため、県知事と市長から委嘱を受けた青年相談員が、青少年健全育成の普及啓発等の活動をする施策です。また、地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成会木更津市民会議等の関係団体を支援しています。青少年相談員に対する認知度が低く、担い手も不足していることから、今後は、青年相談員の周知拡大とともに、担い手の掘り起こしに取り組めます。	生涯学習課	・放課後子ども教室6教室の継続(うち一貫型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(市職除く)	H31 ・放課後子ども教室6教室(うち一貫型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(1名)	・放課後子ども教室6教室(うち一貫型1教室) ・6教室の情報共有の実施(年2回) ・質の向上:県が主催する研修・視察への参加(2名)	・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、各教室と情報共有を図ります。(年2回) ・ここ2年間の活動状況や新規に1教室開設されることから、より連携を強化します。 ・コロナ禍での実施を踏まえた教室の活動内容・活動体制の再検討を行います。	・6教室の情報共有を年1回実施 ・県主催の研修・視察への参加はなし(R6実績)	D:5割未満		今年度、新規に開設した1教室を含め、7教室中6教室が通常通り、若しくは新型コロナウイルス感染症を鑑み規模は縮小したが活動することができた。	今年度、新規に開設した1教室を含め、7教室中6教室が通常通り、若しくは新型コロナウイルス感染症を鑑み規模は縮小したが活動することができた。	・教室間の情報共有を図るため年2回の連絡調整会議に加え、適時情報交換会を実施します。 ・県が主催する研修・視察への参加を促します。 ・1教室の新規開設を目指します。	・教室間の情報共有を図るため年2回の連絡調整会議を実施した。 ・県が主催する研修・視察への参加を促す。 ・1教室の新規開設ができた。	・教室間の情報共有を図るため年1回の連絡調整会議を実施した。 ・県が主催する研修・視察への参加者はなし。	・教室間の情報共有を図るため年2回の連絡調整会議を実施した。 ・県が主催する研修・視察への参加者はなし。
⑧	※	青少年への愛の一声運動による非行防止 活動事業		青少年の健全育成を推進するため、関係機関・団体と連携し、青少年相談員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行う事業です。今後は、青少年の非行及び犯罪の抑止力としての街頭指導活動の実施に取り組めます。	まなび支援センター	活動団体数の推移 すでに文部科学省による目標団体数は達成しているが、活動団体数が増加するよう働きかけられる。	3団体	3団体以上	目標値としていた総合型地域スポーツクラブの団体数(3団体)については、現状維持で目標を達成することができた。また、スポーツ少年団の指導者育成については、市内インストラクターと協働し指導者に向けた養成講習会を行うことにより、指導技術の向上を図ることができた。	3団体	B:7割以上9割未満		各中学校区単位で補導員が街頭補導活動を月1回を自主に実施しました。まなび支援センターによる青色灯パトロールカーによるパトロールは通常で実施しました。	各中学校区単位での街頭補導活動については、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえながら可能な限り実施しました。まなび支援センターによる青色灯パトロールカーによるパトロールは通常で実施しました。	青少年の実状に合わせた様々な形の活動ができるよう、検討していく予定	青少年の実状に合わせた様々な形の活動ができるよう、検討していくものとする。	各中学校区単位での街頭補導活動については、令和6年7月に、高年生代への薬物乱用防止教室を実施した。	
⑨	※	青少年非行防止啓発活動事業		青少年の健全育成を推進するため、関係機関・団体と連携し、青少年相談員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行う事業です。今後は、青少年の非行及び犯罪の抑止力としての街頭指導活動の実施に取り組めます。	まなび支援センター	活動団体数の推移 すでに文部科学省による目標団体数は達成しているが、活動団体数が増加するよう働きかけられる。	3団体	3団体以上	目標値としていた総合型地域スポーツクラブの団体数(3団体)については、現状維持で目標を達成することができた。また、スポーツ少年団の指導者育成については、市内インストラクターと協働し指導者に向けた養成講習会を行うことにより、指導技術の向上を図ることができた。	3団体	B:7割以上9割未満		各中学校区単位で補導員が街頭補導活動を月1回を自主に実施しました。まなび支援センターによる青色灯パトロールカーによるパトロールは通常で実施しました。	各中学校区単位での街頭補導活動については、令和6年7月に、高年生代への薬物乱用防止教室を実施した。	青少年の実状に合わせた様々な形の活動ができるよう、検討していくものとする。	青少年の実状に合わせた様々な形の活動ができるよう、検討していくものとする。	各中学校区単位での街頭補導活動については、令和6年7月に、高年生代への薬物乱用防止教室を実施した。	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
		⑩	*	有害環境浄化活動の推進事業	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTA等地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行う事業です。青少年にとって有害な環境が街頭からインターネット上へ移っていることから、今後は、ネットパトロールの実施にも取り組みを上げていきます。	まなび支援センター	有害環境浄化活動の実施状況と推移	①有害環境浄化活動の実施状況	①有害環境浄化活動の実施状況	有害環境浄化活動については、各地区街頭補導活動実施時に確認しています。ネットパトロールは県と連携して実施しました。	有害広告物に該当するものはなかった。ネットパトロールは県と連携して実施しました。	C:5割以上7割未満	①有害環境浄化活動の実施 ②ネットパトロールの実施	①有害環境浄化活動 有害広告物4件について、所有者に撤去依頼し、撤去しました。 ②ネットパトロールの実施 通年で実施しました。	①有害環境浄化活動の実施 ②ネットパトロールの実施	①有害環境浄化活動 有害広告物について該当するものがなかった。 ②ネットパトロールは県と連携して実施した。	①有害環境浄化活動の実施 ②ネットパトロールの実施	①有害環境浄化活動 有害広告物について該当するものがなかった。 ②ネットパトロールは県と連携して実施した。
		⑪	*	青少年育成事業の実施	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験サマーキャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業、サタースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。	生涯学習課	(生き生き体験サマーキャンプ(年1回)・秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年2回)・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営実施	・生き生き体験サマーキャンプ(年1回) ・秋、春のキャンプ場利用促進イベント(年2回) ・新成人で構成する成人式実行委員会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営実施	・生き生き体験サマーキャンプは、「サマーキャンプ2024」として、市内で活動するボランティア団体主催・木更津市教育委員会共催で実施。 ・キャンプ場利用促進のため、令和3年度より、地元関係者・青少年健全育成関係団体と協働して、キャンプ場まつりを実施した。 ・成人式(令和5年からは二十歳を祝う会に名称変更)は、新成人(二十歳)の代表者による実行委員会を結成し、式典の企画・運営を行った。	・生き生き体験サマーキャンプは、「サマーキャンプ2024」として、市内で活動するボランティア団体主催・木更津市教育委員会共催で実施。 ・キャンプ場利用促進事業として、キャンプ場まつりを実施。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行っています。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行い、円滑かつ安全に実施することができました。	B:7割以上9割未満	・生き生き体験サマーキャンプを実施し、20歳を祝う会による式典運営と第2部アトラクションの企画・運営を実施します。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行います。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行い、円滑かつ安全に実施することができました。	・キャンプ場の利用促進事業として、新たにキャンプ場まつりを開催しました。 ・生き生き体験サマーキャンプについては、引き続き、実行委員会を結成し企画実施します。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行います。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行い、円滑かつ安全に実施することができました。	・キャンプ場まつりを規模を拡大し実施します。 ・二十歳を祝う会については、引き続き、実行委員会を結成し企画実施します。 ・生き生き体験サマーキャンプについては、従来の形ではなく現在のニーズに沿った事業として再検討し実施します。	・キャンプ場まつりを規模を拡大し実施する。 ・二十歳を祝う会については、引き続き、実行委員会を結成し企画実施する。 ・生き生き体験サマーキャンプについては、従来の形ではなく現在のニーズに沿った事業として再検討し実施する。	・キャンプ場まつりを実施し、62組230人の参加があった。 ・二十歳を祝う会については、20歳から構成される実行委員会にて企画運営を行い、円滑かつ安全に実施することができました。 ・生き生き体験サマーキャンプについては、「サマーキャンプ2024」として、市内で活動するボランティア団体主催・木更津市教育委員会共催で実施し、17名の小中学生の参加があった。		
			*		学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。	公民館	学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 R.4年度 370回(木更津市第2次基本計画より)	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 R.6年度 301回	公民館と地域が協力しながら青少年事業を実施することで、地域の特性に応じた事業を展開しました。 また、青少年事業の実施回数が増え、地域の青少年に様々な体験を提供することができました。(目標達成率8割)	地域ぐるみの青少年教育事業の実施回数 R.6年度 301回	B:7割以上9割未満	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、地域の実情、学校との連携を図りながら、実施したい。	十分に感染症予防対策をしながら、地域、学校と連携を図り、事業を実施した。令和4年度195回。	学校や家庭ではできない体験学習などを、地域ぐるみで実施する。	令和5年度250回	学校や家庭ではできない体験学習などを、地域ぐるみで実施する。	お飾りづくり、書初め教室などの日本の伝統文化に触れる機会を提供することができました。 また、ディナーや田植えなどの自然体験に関する事業を実施することで、子どもの意欲・関心やコミュニケーション能力高めるなどを機会を提供する契機となりました。(R.6年度実績 301回)
(2)教育環境の充実																		
		①	*	教育相談教室	児童・生徒の不登校や発達障がい等の発達面の課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて精神科医・臨床心理士等専門家による教育相談を行う教室です。教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組みます。	まなび支援センター	教育相談教室の実施状況と推移、および活用率	H30年度相談件数 103件(延べ163件) 163/168枠 (97%の活用率)	165件/168枠以上 (98%以上の活用率)	学校からの要請に応じ、学校生活において様々な困難を抱えているケースへの教育相談を実施しました。医師、心理士からのアドバイスを受け、必要に応じて医療や他機関とつながるなど課題の解消、解決へのサポートに努めました。	R.6相談件数146件 146/168枠 (86%の活用率)	B:7割以上9割未満	教育相談教室の実施	年間56回の教育相談教室を実施し、107名のべ153件に対応しました。168枠中153件なので91%の活用率となります。	教育相談教室の実施	年間56回の教育相談教室を実施し、120名のべ149件に対応しました。168枠中148件なので88%の活用率となりました。	昨年年度に引き続き、教育相談教室を実施する。	年間56回の教育相談を実施し、105名のべ146件に対応した。168枠中、146件なので、86%の活用率となった。
		②	*	学校適応指導教室(あさひ学級)	不登校児童・生徒の原籍校復帰、社会復帰を促進するため、学校適応指導教室「あさひ学級」において、集団生活への適応指導を行う事業です。入級希望者が増加していることから、今後は、入級希望者の受け入れ対応についての体制整備に取り組みます。	まなび支援センター	あさひ学級の在籍人数の推移および受け入れ可能人数	R1.9月現在 在籍数23名	最大30名までの受け入れを可能とする体制整備	相談員の増員で受け入れについては30名前後は可能な体制となりました。またオンラインあさひ学級の設置により多様な学習機会を選択できるようになりました。	あさひ学級在籍数30名、オンラインあさひ学級在籍数10名(R.6見込値)	B:7割以上9割未満	学校適応指導教室「あさひ学級」の運営	R.5.3月末現在、在籍数は40名。相談員6名体制で支援にあたった。年度当初から在籍数が多く、9月には30名を上回った。個別対応と集団対応を組み合わせるなどの工夫をし、受け入れ体制を整えた。	教育支援教室「あさひ学級」の運営	相談員7名体制で支援にあたった。在籍数は10月には40名となり、年度末には43名となった。多様な学習機会の確保を目的とし、オンラインによる支援体制を整えた。	教育支援教室「あさひ学級」の運営に取り組んでいく。	年度末在籍数はあさひ学級が31名、オンラインあさひ学級が19名であった。オンラインあさひ学級を設置したことにより、通級型の受け入れ人数がR.5年度より減少したと考えられます。多様な学習場所や体制を整えたことで不登校に悩む保護者にとっての選択肢が増えました。
		③		学習情報の提供	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通じて広く保護者や子ども達に提供する施策です。若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組みます。	生涯学習課	イベント参加募集リーフレットを学校(対象児童生徒数分)へ配布、広報紙、HPへの掲載予定と実施後の結果などの掲載	広報事業のため評価困難	広報事業のため評価困難	・市民カレッジ等、市主催の事業において、ホームページだけではなくFacebook等のSNSの活用も行った。	ホームページやラジオ、各種SNSを活用し、広報活動を実施した。	B:7割以上9割未満	市のホームページ等を活用し、広報活動を実施します。	ホームページやラジオ、各種SNSを活用し広報活動を実施しました。	市のホームページ等を活用し、広報活動を実施します。	ホームページや各種SNS等を活用し、広報活動を実施した。	市のホームページ等を活用し、広報活動を実施する。	ホームページや各種SNS等を活用し、広報活動を実施した。
		④	*	消費者教育の推進	子ども及び保護者を対象に、安全で豊かな消費生活を送ることを目的に、消費者生活講座を行う施策です。講座の参加者が少ないことから、今後は、講座の告知において、SNS等効果的な情報発信方法の検討に取り組みます。	地域共生推進課	出前講座の開催回数	出前講座を年1回開催	出前講座を年3回開催	新型コロナウイルスの影響を受けつつも、オンラインでの出前講座実施や動画作成、SNSを通じた情報発信により、若年層への消費者啓発に努めた。規制が緩和されてからは、学生を中心に積極的に出前講座を実施し、計画目標値を達成することができた。	R.6実績 出前講座を年10回開催	A:9割以上	出前講座等の開催や啓発資料の配布を行い、若年層への消費者教育に努める。 成年年齢引き下げに係る若者の消費者トラブル防止のため、SNS等を活用した効果的な情報発信に取り組む。	若年層の消費者トラブル防止のため、市内の小中学校や高校を対象とした学生向けに消費者出前講座を5回実施した。 また、YouTubeチャンネル「さくらプロジェクト」に淑徳大学及び君津市と連携し制作した啓発動画をアップした。	引き続き出前講座の実施を続けるとともに、効果的な若者向けの消費者啓発の手段を模索し取り組んでいく。	今年度実施した出前講座8件のうち、6件を学生や新入職員等を対象とし、若年層への消費者教育の強化に取り組んだ。また、SNSを活用した週1回の消費者情報の発信、また、県内大学生や近隣市と連携して作成した若年層向けの消費者啓発冊子の配布を通じて若い世代への周知を強化した。	引き続き、出前講座等の開催や啓発資料の配布を行い、若年層への消費者教育に努める。 また、消費者問題を身近に感じることができるよう、気軽に楽しく学ぶことができる消費者コンテンツの製作を検討する。	今年度実施した出前講座10件のうち7件を学生や新入職員等を対象とし、若年層への消費者教育の強化に取り組んだ。また、SNSを活用した週1回の消費者トラブルに関する情報発信、ツイートをしながら読み進めることができるリーフレットの作成・配布を通じて若い世代への周知を強化した。

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標4 親子の健康の確保及び増進																		
(1)母子の健康づくりの推進																		
①	※	母子健康手帳の交付事業		母子健康手帳の交付事業	妊婦届出書を受理し、母子健康手帳を交付する事業です。今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組みます。	健康推進課	母子健康手帳交付時の保健指導者数 支援プラン策定者数	母子手帳発行時、保健指導全員実施(986人うち支援プランB259人)	母子手帳発行時、保健指導全員実施。	母子健康手帳交付時に、全妊婦へ対面での保健指導を実施できるような取り組みが、妊娠初期や感染予防の観点から全妊婦への保健指導ができていない状況です。しかし、約98%の妊婦に対して保健指導を行っています。今後は全妊婦へ保健指導できるよう取り組みます。	母子健康手帳交付時の対面保健指導を実施した割合: 892件交付に対し、875件(98.1%)実施し、支援プランを作成しました。(R6年度実績)	A:9割以上	妊婦届出時に不安を抱える方が半数あり、その内容も多岐に渡る。そのため他機関との連携をより密に行い、妊婦期の様々な悩みに対応できるようにしていきます。	妊婦届出時に不安を抱える妊婦は43.1%と減少傾向です。なお、そのうちの32%を継続的に支援し、必要時は他課と連携して支援方法を検討しました。	伴走型相談支援を開始し、アンケートの実施および面接にて、妊娠・出産に不安を抱える妊婦の把握と必要な支援を行っていきます。	母子健康手帳交付時や悪阻の回復を待つ個別面談を行った結果、約98%の妊婦へ面接でき、保健指導を実施した。そのうち妊娠・出産に不安を抱える妊婦の約63%に電話や面接にて支援継続を行った(支援者の35.2%に妊娠・出産アセスメントシートを作成し、支援に活用していく)。	引き続き、母子健康手帳交付時に、今後の妊娠経過や出産に向けた見通しが持てるよう、伴走型相談支援も含め、保健指導を充実していく。また、必要に応じて、妊娠・出産に不安を抱える妊婦の把握と必要な支援を行っていきます。	母子健康手帳交付時や悪阻の回復を待つ個別面談を行った結果、約98%の妊婦へ面接でき、保健指導を実施した。指導率は63%であり、電話連絡するものつながらなかったケースには手紙を郵送し、新生児訪問にて状況を確認した。
②	※	妊婦個別指導事業		妊婦個別相談の経年変化	妊婦に対して、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、必要な保健指導を行う事業です。身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防をはかるとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心安全な出産へと導けるよう支援します。今後は、低出生体重児の出生予防活動を実施するとともに、他機関との連携強化を図り、支援の充実に取り組みます。	健康推進課	妊婦個別相談の実績(面接、電話)の経年変化	妊婦個別指導実績293人	ニーズに応じた体制整備がはかっている	支援が必要な妊婦に対して、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、個別に保健指導を行い、安心安全な出産に向けた支援を行いました。令和6年度途中から、産前産後の視点を強化したアセスメントシートを活用開始しました。	全妊婦892人支援対象妊婦210実施者数133人(63.3%)(R6年度実績)	C:5割以上7割未満	引き続き、支援の必要な妊婦に対して妊娠中継続支援してまいります。	妊婦届出時に支援の必要な妊婦(Bプラン)229人中、実180人に電話、面接等に手支援しました。指導率は78.5%でした。電話連絡するものつながらなかったケースが多くありました。	伴走型相談支援を開始し、アンケートの実施および面接にて支援の必要な妊婦に対して妊娠中継続支援してまいります。また、母子健康手帳発行時に妊婦本人が指導の必要性を認識できるようにアンケートをしていきます。	妊婦届出時に支援の必要な妊婦(Bプラン)266人中、実156人に電話、面接等にて支援した。指導率は58.6%であり、電話連絡するものつながらなかったケースが多く手紙を郵送しました。	支援の必要な妊婦について、個別指導や関係機関と情報共有し連携しながら切れ目ない支援ができるように行っていく。	妊婦届出時に要支援と判断した妊婦210人中、実133人に電話、面接等にて支援した。指導率は63%であり、電話連絡するものつながらなかったケースには手紙を郵送し、新生児訪問にて状況を確認した。
③	新規	妊産婦歯科健康診査		妊産婦歯科健康診査	妊娠中は、妊娠関連の歯肉炎になりやすく、それを放置すると重度の歯周病へと進行し、早産や低出生体重児出産のリスクが2倍になるといわれていることから、妊娠中に専門家による口腔内のチェックを受ける機会を設け、妊婦自身が口腔内の衛生管理の重要性を自覚し、妊娠中の口腔内が良好に保たれることで早産等のリスクを軽減する事業です。実施方法は、母子健康手帳発行時に別冊の妊産婦歯科健康診査受診券を配布し、妊娠中期(16~27週)を健康診査の望ましい時期として、市内の歯科医療機関で妊娠期間中1回の受診とします。また、今後は、子育ての多忙さから口腔管理がなかなか行えない妊婦に対しては、健康診査の機会を設け、良好な口腔環境が維持できるよう支援します。	子育て支援課・健康推進課(R3より健康推進課事業)	受診者数、受診率の推移	妊婦330人(33%)	妊婦500人(50%) 産婦300人(30%)	受診率は目標値には達しませんが、妊産婦歯科健康診査においては計画策定時よりも増加し、産婦歯科健康診査においては大幅に増加した結果となったことから、良好な口腔環境を維持できるよう支援することができたと考えます。	妊婦343人(36.3%) 産婦250人(29.4%)(R6年度実績)	B:7割以上9割未満	引き続き市内協力歯科医療機関(52歯科医院)で口腔内健診及び産後の口腔内を健康に保てるよう支援する	妊産婦歯科健康診査 受診者数 349人 受診率 35.9% 産婦歯科健康診査 受診者数 173人 受診率 17.8%	引き続き市内協力歯科医療機関(51歯科医院)で口腔内健診及び産後の口腔内を健康に保てるよう支援する	妊産婦歯科健康診査 受診者数 344人 受診率 34.5% 産婦歯科健康診査 受診者数 231人 受診率 26.4%	引き続き市内協力歯科医療機関(51歯科医院)で口腔内健診及び産後の口腔内を健康に保てるよう支援する	妊産婦歯科健康診査 受診者数 343人 受診率 36.3% 産婦歯科健康診査 受診者数 250人 受診率 29.4%
④	※	産前産後サポート事業: プレマ講座・ママ広場		産前産後サポート事業	妊婦を対象に産後の生活、子育て支援情報の提供を行う事業です。プレマ講座では、初妊婦への母く浴指導、経産婦、乳児との交流等を実施し、ママ広場では経産婦へ赤ちゃん返り等きょうだいの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。今後は、妊婦のニーズを把握しながら、適時、適切な講座内容の検討に取り組みます。	健康推進課	プレマ講座参加者数 ママ広場参加者数 実施アンケートによる受講者の満足度	・プレマ講座: 実163人、参加率36.8% ・ママ広場については新規事業	ニーズに応じた体制整備がはかっている	アンケートから初妊婦、経産婦のニーズを把握し、状況に応じて実施方法を変え、産前産後の正しい情報の提供や個別の相談に対応し、不安の軽減につながっています。90%の人に受講後意識の変化が見られています。	マタニティ講座 実156人 参加率17.1% (R6年度実績)	A:9割以上	対面での講座の需要が高いため、コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、対面とオンラインの講座の開催数を調整します。	・プレマ講座:実49人 参加率16% ・ママ広場(オンライン):実17人	コロナウイルスが5類に移行したためオンラインの講座は撤廃し、対面の講座のみ実施してまいります。なお参加しやすい環境を整え、参加者数と満足度の向上を図ります。	・プレマ講座実99人、参加率24.4% ・ママ広場:57人、参加率10.9% 受講者アンケートから参考になった人99%、気持ち前向きに変わった人89%と効果が見られた。	妊婦のニーズ等を考慮し、二つの講座を併せ、マタニティ講座として、全妊婦を対象として実施する。	マタニティ講座として2回1コース、年12コース実施しました。初妊婦と経産婦を一緒にすることで、講座の中で経験者の話を聞く機会ができ、満足につながりました。実144人、実施率17.1%、昨年度同講座の参加率16.8%より微増。
⑤	※	産後ケア事業		産後ケア事業	産科医療機関を活用し、家族等の支援が受けられない産婦の体の回復を促し、子どもの世話の方法をサポートする事業です。今後は、医療機関との連携し、適切なサポートに取り組みます。	健康推進課	産後ケア利用者の経年変化 利用者の満足度	・利用者数:実14人/延17人 ・利用者の全員が満足度が高い	ニーズに応じた体制整備がはかっている	令和3年度に居宅訪問型産後ケアを開始したことや、R5年度の全国的な利用者の条件緩和もあり、利用者数は年々増加の一途をたどっています。利用者満足度については、利用者増加に伴いニーズが多様化しており、利用後アンケート上で全員の満足度が低いとの結果は得られなかったものの、9割以上の利用者において満足度の高さが向えましました。	・利用者数:実99人/延159人	B:7割以上9割未満	ニーズに合ったサービスの提供のために環境を整えます。	利用者数は実18人/延19人であった。内13名は休息目的の利用であったことから、支援者不足の家庭にとつてニーズのある事業である。なお利用希望があっても、委託先の受け入れ体制が整わず利用に至らなかったケースもあるため、次年度も引き続き事業実施環境の整備に努めたい。	ニーズに合ったサービスの提供のために環境を整えます。	利用者数は実52人/延68人であった。内30/42人は居宅訪問型であり、利用者は増加傾向。利用増加に伴い、利用者ニーズも多様化し、委託先との調整も増えているため、次年度も引き続き事業実施環境の整備に努めたい。	ニーズに合ったサービスの提供のために環境を整える。	利用者数は実99人/延159人であった。内40/74人は居宅訪問型であり、利用者は昨年度と比較し倍増。利用増加に伴い、利用者ニーズの多様化、委託先との調整や手続き件数も増えたりするため、利用後アンケート等を参考に体制整備に努めた。また、利用後アンケート上、満足度の高さが向えま。
⑥	新規	新生児聴覚検査受診の普及啓発と検査費用の助成		新生児聴覚検査受診の普及啓発と検査費用の助成	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨と再検査が必要になった場合に、再検査実施の徹底について周知をしていく事業です。また、検査費用の一部助成を行います。	健康推進課	出生したすべての新生児が聴覚検査を受けていること	健診実施率91.1% 未把握率2.8% (平成30年度)	100%の受診と、健診結果の把握	受診率は目標に達しませんが、検査費用助成開始後年々上がり、策定時と比し7.4ポイント増となりました。周知の効果と、費用助成により検査を受けやすくなったことが受診率増につながったと考えられます。全ての児が検査を受けること、精密検査受診の把握にもより努めていく必要があります。	検査実施率98.5% 未把握 1.0% (R6実績)	A:9割以上	さらなる受診率の向上のために、新生児聴覚スクリーニング検査の必要性を母子健康手帳交付時に指導します。	新生児聴覚検査の費用助成をした者は895人、受診率は約94%。昨年度より受診者数は大幅に増加しました。費用の助成があることで、検査を受けやすくなっていることが受診率の増加につながっていると考えられる。	さらなる受診率の向上のために、新生児聴覚スクリーニング検査の必要性を母子健康手帳交付時に指導します。	新生児聴覚検査の費用助成をした者は791人、受診率は87.0人、受診率は約97.6%で昨年度より受診率は上がった。周知の効果と、費用の助成により検査を受けやすくなっていることが受診率の増加につながっていると考えられる。	さらなる受診率の向上のために、新生児聴覚スクリーニング検査の必要性を母子健康手帳交付時に指導する。	新生児聴覚検査の費用助成をした者は687人、受診率は83.1人、受診率は約98.5%で昨年度より受診率は上がった。検査の必要性の周知、受診結果の把握に努め、要精密検査者のフォローをしました。受診により、難聴や口腔疾患がわかった。
⑦	※	予防接種		予防接種	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。また、口タリックスワクチンの定期接種が令和2年10月から始まり、今後はおたふく風邪等のワクチン接種の定期化も見込まれるため、安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組みます。さらに、インフルエンザ等の感染症のまん延防止に向け、うがい・手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。	健康推進課	各種予防接種の接種率の推移	Hib感染症 101.1% 小児の肺炎球菌 101.3% B型肝炎 99.21% 4種混合 99.47% BCG 100.2% 水痘 88.04% 麻しん風しん混合1期 95.89% 麻しん風しん混合2期 95.46% 日本脳炎1期 158.15% 日本脳炎2期 82.24% 2種混合 90.84% 子宮頸がんワクチン 0.67% (R6年度実績)	接種率の維持・増加	第2期計画期間中にワクチンの種類の変更や経過措置等の制度の変更が生じました。接種率が目標値に比べて全体的に下がっているため、適切な時期に接種ができるよう周知に取り組みする必要があります。	Hib感染症 30.7% 小児の肺炎球菌 96.2% B型肝炎 95.5% ロタリックス 50.9% ロタテック 41.5% 5種混合 65.0% 4種混合 34.1% BCG 98.8% 水痘 93.0% 麻しん風しん混合1期 95.2% 麻しん風しん混合2期 88.2% 日本脳炎1期 92.8% 日本脳炎2期 48.0% 2種混合 81.8% 子宮頸がんワクチン 37.4% (R6年度実績)	B:7割以上9割未満	今後も、定期的な接種勧奨や、協力医療機関との連携を図り、引き続き安心・安全に実施します。また、国の通知に基づき、対象者への情報提供機会を設けることで受診率の向上に努めます。	子宮頸がん予防ワクチンは、令和4年度に積極的勧奨再開となり、キャッチアップ接種を含めた全対象者に予防接種等交付を実施し、厚生労働省の算出基準では実施率77.3% (ただし接種者延べ数/発送者=19.4%)に増加しました。ロタウイルスワクチンは、計97.6%の年間接種率でした。接種に係る関係機関との連携調整等、円滑な事業運営に努めました。	今後も、定期的かつ効果的な接種勧奨や、協力医療機関との連携を図り、引き続き安心・安全に実施します。また、国の通知に基づき、対象者への情報提供機会を設けることで受診率の向上に努めます。	子宮頸がん予防ワクチンについて、キャッチアップ世代では高校生相当の女子の接種未完了者に対し、勧奨がききかかっています。接種率(接種者延べ数/発送者数)は23.1%だった。ロタウイルスワクチンは、97.9%の接種率だった。接種に係る関係機関との連携調整等、円滑な事業運営に努めた。	今後も、定期的かつ効果的な接種勧奨や、協力医療機関との連携を図り、引き続き安心・安全に実施します。また、国の通知に基づき、対象者への情報提供機会を設けることで受診率の向上に努めます。	Hib感染症 30.7% 小児の肺炎球菌 96.2% B型肝炎 95.5% ロタリックス 50.9% ロタテック 41.5% 5種混合 65.0% 4種混合 34.1% BCG 98.8% 水痘 93.0% 麻しん風しん混合1期 95.2% 麻しん風しん混合2期 88.2% 日本脳炎1期 92.8% 日本脳炎2期 48.0% 2種混合 81.8% 子宮頸がんワクチン 37.4%

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	
		⑧	※	新生児、産婦訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みの聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスに結びつけます。今後は、周産期メンタルヘルスにおける各観的指標の検討や支援体制の整備に取り組みます。	健康推進課	周産期メンタルヘルスの支援体制の整備(新生児訪問指導者数は、乳児家庭全戸訪問事業で評価する)	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	周産期メンタルヘルスの支援体制整備がはかれるための質的な事業のため目標設定は困難	令和4年度より産婦健診事業を行ったことにより、より早期のメンタルヘルスへの支援体制を固めることができました。			令和3年度同様実施していきま。また、産婦健診にてEPDS等を行った産婦で点数の高かった者のフォローについても新生児訪問が終わっていない者については新生児訪問にてフォローをしていきます。	産後健診を開始し、母のメンタルヘルスの評価を客観的にを行い、リスクの高い産婦は、医療機関と連携し早期介入に努めました。また新生児産婦訪問時にWhooleyの2項目質問法を産婦全員に実施し、必要な方にEPDSを実施し、継続フォローが必要な方は、地区担当や関係機関と連携し、母のメンタル支援、育児支援を行いました。	引き続き、医療機関と連携し産婦健診を実施します。また、新生児産婦訪問の機会に、EPDS等を行い、点数の高かった方には関係機関と連携し継続して支援を行います。	産婦健診を契機に、母のメンタルヘルスの評価を客観的にを行い、リスクの高い産婦は、医療機関と連携し、早期介入に努めました。新生児産婦訪問時にWhooleyの2項目質問法を産婦全員に実施し、必要な方にEPDSを実施した。継続フォローが必要な方は地区担当や母子保健コーディネーター及び関係機関と連携し支援を行いました。	産婦健診を契機に、母のメンタルヘルスの評価を客観的にを行い、リスクの高い産婦は、医療機関と連携し、早期介入に努めました。新生児産婦訪問時にWhooleyの2項目質問法を産婦全員に実施し、必要な方にEPDSを実施した。継続フォローが必要な方は地区担当や母子保健コーディネーター及び関係機関と連携し支援を行いました。		
		⑨	※	産前産後サポート事業：赤ちゃん広場	子育ての孤立感や育児不安の解消のため、生後3か月頃までの母子を対象とした集まりの場を提供する事業です。必要に応じ、育児相談や身体計測を行います。今後は、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討を行うとともに、健康推進課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。	健康推進課	赤ちゃん広場参加者数の経年推移 実施アンケートによる利用者満足度	①実施回数:46回 ②参加者数:実92人/延268人	①実施回数 ②参加者数	毎週月曜日に固定して事業を実施しており、祝日が多い曜日であるため、R6年度の実施回数は42回と減少してしまいましたが、参加者数は、実158人/延506人と増加しました。コロナウイルスが緩和したことや全数実施の新生児訪問での周知が参加につながったと考えます。	実施回数:42回 参加者数:実158人/延506人	B:7割以上9割未満	前年度同様実施していきま。	①実施回数:48回 ②参加者数:実147人/延524人(乳児)。感染対策を行い、予定通り開催でした。母子同士の交流や個別相談に対応できました。	多くの母子が参加しやすい環境を整え、安心して子育てができるよう努めます。	実施回数:45回 参加者数:実150人/延452人(乳児) 予定通りの回数で開催でき、月曜祝日が2週間以上続いた週は、特別に火曜日開催を1回設け、交流の場や個別相談の場の継続につなげた。	多くの母子が参加しやすい環境を整え、交流や個別相談の場を通じて不安や悩みが解消できるよう支援を継続する。	実施回数:42回 参加者数:実156人/延506人(乳児) 予定通りの回数で開催でき、月曜祝日が2週間以上続いた週は、特別に火曜日開催を1回設け、交流の場や個別相談の場の継続につなげた。	
		⑩	※	乳児健康診査事業(4か月児)	疾患の早期発見と育児支援を行うため、4か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。今後は、生活リズムに関する健康教育の効果を面接時に確認し、保護者が意識して取り組めるよう、保健指導を行います。また、健診時に子育てに関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、切れ目ない育児支援の充実に取り組みます。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4%(H30年度)	97%以上	受診率97%以上を目標としていたが、R6年度は95.6%であり計画策定時より減少してしまいました。R2年度以降コロナ禍となり、集団健診に対して不安をもち保護者がでてきたことが要因の1つであると考えます。受診率は低下してしまいましたが、95%以上の方に生活リズムに関する健康教育や子育てに関する情報提供を実施することができました。	受診率95.6%(R6年度実績)	D:5割未満	引き続き、感染症対策を講じ、集団健診を実施する。問診票および保護者の言動などから必要な家庭に対し、保健指導・育児支援を行う。	感染症対策を講じ集団健診を実施。受診率は94.7%で、令和3年度より0.9ポイント減少しました。保健指導は個別指導を基本とし、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する保護者の言動などから必要な家庭に対し、保健指導・育児支援を行う。	生活リズムに関する集団健康教育を実施し保護者が実践できるよう努めます。また、育児不安等がある保護者に対し、必要時心理士に繋がります。子育てに関する情報提供を行い、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努めます。	今年度も、感染症対策を講じ集団健診を実施。受診率は令和4年度より0.3ポイント減少したが、94.4%とほぼ横ばいだった。保健指導は個別指導を基本とし、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する支援に努めるとともに、育児に心配や不安などがある保護者に対し、心理士に繋ぎ、専門的なケアを行いました。	生活リズムに関する集団健康教育を実施し保護者が実践できるよう努めます。また、各家庭に沿った支援に努め、必要時、関係機関と連携しながら、切れ目ない支援に努める。更に、受診動向を把握し、受診率の向上に努めていく。	感染症対策を講じ集団健診を実施。受診率は95.6%で令和5年度より1.2ポイント増加した。保健指導は個別指導を基本とし、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する支援に努めるとともに、育児に心配や不安などがある保護者に対し、心理士に繋ぎ、専門的なケアを行った。	
		⑪	※	離乳食講習	4か月の乳児を持つ保護者を対象に、乳児健康診査に合わせて、離乳食に対する正しい知識の普及を図る事業です。料理の経験不足や乳児に合わせた離乳食の量を調整することが難しい保護者がいることから、今後は、量や形態を視覚化する等、よりわかりやすい講話内容や展示物の工夫に取り組みます。	健康推進課	受講率90%以上	受講率39.6%(H30年度)	90%以上	情報を必要とする保護者へ重点的に支援を行うため、対象者を見直し実施しました。感染症対策に配慮しながら、その時々で可能な実施体制や、離乳食の実物媒体を用い、工夫しながら実施することができました。	実施率:99.4%(R6年度)	A:9割以上	引き続き、感染症対策を講じながら、離乳食の進め方や作り方についての具体的な方法を啓発する。	感染症対策を講じ、乳児健診に合わせた3月から講習スペースを設け、新たに指導媒体として実物のじゃがいもを追加し、より実践的なポイントを伝えることができた。受講率98.9%	引き続き、離乳食の進め方や作り方についての具体的な方法を啓発する。	乳児健康診査所者全員を対象としていたが、情報を必要とする保護者へ重点的に伝えられるよう、第1子は全員、第2子以降は希望者に変更実施した。受講率100%	引き続き、媒体や展示物を工夫しながら、具体的な方法を啓発していく。	第1子および第2子以降は希望する保護者を対象に離乳食講習を実施し、離乳食の目的や進め方などについて保護者へ伝えました。受講率:99.4%	
		⑫	※	乳児健康診査事業(5~8か月児、9~11か月児)	母子健康手帳の交付に合わせ、5~8か月児と9~11か月児を対象に、2回分の健康診査受診券を発行し、健康診査を実施する事業です。医療機関における乳児健診の受診率が低いことから、今後は、健康推進課等と連携し、乳児健診の周知強化等に取り組みます。	健康推進課	年間健診受診者の推移 5~8ヶ月 9~11ヶ月	乳児健康診査受診券利用率:67.4%	乳児健康診査受診券利用率:70%	利用率の目標は達成できず、横ばいでした。各事業での周知の他、特に母子モでのプッシュ配信や7か月・11か月月頃の教室での効果的なタイムリーな周知に努め、未受診率の効果が表れてくると思われますが周知を続ける必要があります。	乳児健康診査受診券利用率:65.8%(R6年度実績)	A:9割以上	引き続き、乳児健診の助成券の使用について、母子健康手帳発行時や、新生児訪問、乳児健診(4か月)にて周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用率は、1,476件。受診券利用率は67.9%とやや増加しています。コロナによる受診控えが改善できていると推測します。	引き続き、乳児健診の助成券の使用について、母子健康手帳発行時や、新生児訪問、乳児健診(4か月)にて周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用率は、1,423件。受診券利用率は66.1%と昨年度よりやや減少した。教室での周知や母子モのプッシュ配信に加え、受診動向を行った。	引き続き、乳児健診の助成券の使用について、母子健康手帳発行時から乳児期の各事業、母子モを活用して周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用率は、1,397件。受診券利用率は65.8%と昨年度よりやや減少した。教室での周知や母子モのプッシュ配信でタイムリーな受診動向に努めた。	
		⑬	※	1歳6か月児健康診査事業	幼児初期の身体発育及び精神発達の指標が得られる1歳7か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。今後は、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い児に対する保健指導の強化に取り組みます。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率98.1%(H30年度)	98%以上	受診率目標を98%としていたが、R6年度は92.7%と減少。3月対象の児が年度内に受診できなかった場合は、次年度繰り越しとなり、未受診率に含まれるため、その影響も考えられる。生活リズムの保健指導や身体発育や精神発達を確認し、可能な限り継続支援につなげていくことができた。	受診率:92.7%(R6年度)	D:5割未満	引き続き、感染症対策を講じ、集団健診を実施する。問診票および保護者の言動などから必要な家庭に対し、保健指導・育児支援を行う。	感染症対策を講じ集団健診を実施。受診率は94.8%で、令和3年度より0.9ポイント増加しました。保健指導は個別で実施し、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する支援に努めた。また、育児に心配や不安などがある保護者には、親子教室やこども相談、心理士への相談に繋ぎなど、専門的な支援に繋がりました。	生活リズムに関する集団健康教育を実施し保護者が実践できるよう努めます。また、育児不安等がある保護者に対し、必要時心理士に繋がります。子育てに関する情報提供を行い、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努めます。	集団健診を実施。受診率は93.5%で、令和4年度より1.2ポイント減少した。仕事の都合を理由に受診しない者が多く見られた。保健指導は個別指導を基本とし、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する支援に努めるとともに、精密検査を勧められた児に対して、受診結果を把握し、受診率の向上に努めていく。	引き続き生活リズムに関する指導を個別に行い、各家庭の状況に沿った指導を行う。精密健康診査において、受診動向を確認していき、受診率の低下が見られるため、受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めていく。	集団健診を実施。受診率は92.7%で、令和5年度より0.8ポイント減少した。仕事や自己都合を理由に受診しない者が多く見られた。保健指導は個別指導を基本とし、保護者の心配事や基本的な生活習慣に関する支援に努めるとともに、精密検査を勧められた児に対して、受診結果を把握し、受診率の向上に努めていく。	
		⑭	新規	2歳児歯科健康診査事業	法令で定められている1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の中間時期の2歳6か月児を対象に、歯科健康診査とフッ素塗布を実施し乳歯の積極的なむし歯予防を図る事業です。また、市内の歯科医療機関で実施することで、かかりつけ医師の獲得にもつなげていきます。	健康推進課	受診者数、受診者の推移	500人(受診率50%) 3歳児むし歯罹患率(15.8%)	800人(受診率80%) 3歳児むし歯罹患率(12.0%)	受診率の目標を達成することはできなかったが、3歳児のむし歯罹患率は、目標を達成することができた。2歳児歯科健康診査を実施することで、乳歯のむし歯予防に繋がることができたと考えます。	508人(受診率50.3%) 3歳児むし歯罹患率(8.3%)(R6年度実績)	B:7割以上9割未満	引き続き、法定健診である1歳6か月児と3歳児健康診査の中間にあたる2歳6か月児に対しフッ素塗布を含めた積極的なむし歯予防対策として実施する	受診者528人(受診率52.3%) 3歳児むし歯罹患率(9.5%)	引き続き、法定健診である1歳6か月児と3歳児健康診査の中間にあたる2歳6か月児に対し積極的なむし歯予防対策として実施する	引き続き、市内協力歯科医療機関(49歯科医師)にて、歯科健康診査、歯科保健指導およびフッ素塗布を実施する。	受診者516人(受診率52.0%) 3歳児むし歯罹患率(7.6%)	引き続き、積極的なむし歯予防対策として、市内協力歯科医療機関(49歯科医師)にて、歯科健康診査、歯科保健指導およびフッ素塗布を実施する。	受診者508人(受診率50.3%) 3歳児むし歯罹患率(8.3%)
		⑮	※	3歳児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達の重要な時期である3歳6か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。今後は、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化を図ります。	健康推進課	受診率の経年変化	受診率96.4%(H30年度)	98%以上	受診率目標を98%としていたが、R6年度は93.6%と減少。3月対象の児が年度内に受診できなかった場合は、次年度繰り越しとなり、未受診率に含まれるため、その影響も考えられる。未受診者に対しては生活リズムの保健指導や身体・精神発達の保健指導を行い、可能な限り継続支援につなげることができた。	受診率:93.6%(R6年度)	A:9割以上	引き続き、感染症対策を講じ、集団健診を実施する。問診票および保護者の言動などから必要な家庭に対し、保健指導・育児支援を行う。また、眼科検査において屈折検査を導入し、弱視等の早期発見・早期治療に繋げる。	感染症対策を講じ集団健診を実施。受診率は92.5%で、令和3年度より0.5ポイント減少しました。保健指導は個別で対応し、保護者の心配事や基本的な生活リズムに関する説明に努めた。また、育児に心配や不安などがある保護者には親子教室やこども相談、心理士への相談に繋ぎなど、専門的な支援に繋がった。	生活リズムに関する集団健康教育を実施し保護者が実践できるよう努めます。また、育児不安等がある保護者に対し、必要時心理士に繋がります。子育てに関する情報提供を行い、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努めます。	受診率は令和4年度より0.2ポイント減少したが、92.3%とほぼ横ばいだった。集団健康教育は再開せず、保護者の心配事や基本的な生活リズムに関する説明は個別指導に努めた。発達面に関しては、必要時関係機関と連携しながら、子ども発達支援課の専門的な支援に繋ぐ等、切れ目ない支援に努めた。	引き続き、個別で各家庭に沿った支援に努め、必要時、関係機関と連携しながら、切れ目ない支援に努める。また、受診動向を把握し、受診率の向上に努めていく。	受診率は令和5年度より1.3ポイント増加した。生活リズム等の保健指導は、各家庭の実情に沿った指導ができるように、個別の指導を実施するよう努めた。発達面に関しては、必要時関係機関と連携しながら、子ども発達支援課の専門的な支援に繋ぐ等、切れ目ない支援に努めた。	
		⑯	※	保育園及び幼稚園巡回口腔衛生指導事業	保育園児及び幼稚園児を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。園児のみならず、保護者へも情報提供を行うことで、園児の望ましい口腔衛生習慣の確立を目指します。	健康推進課	保育園及び幼稚園における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	保育園54回 1,185人 幼稚園未実施 (H30年度実績)	市内全保育園及び全幼稚園での実施	市内の保育園ではすべて継続して実施することができた。幼稚園については、1園での実施が見送られたため、資料配布による対応を行った。その他の幼稚園では実施することができた。	保育園55回 1,165人 幼稚園23回 536人 (R6年度実績)	A:9割以上	引き続き、感染症対策を講じながら実施し、歯の大切さへの理解と自分の歯を守ろうという気持ちが育まれるよう支援する。	講義形式で実施 保育園54回1,194人 幼稚園21回499人(新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った2園は歯の健康づくりに関する資料を配布)	引き続き、歯の大切さへの理解と自分の歯を守ろうという気持ちが育まれるよう健康教育を実施する。	講義形式で実施 保育園55回1,159人 幼稚園23回536人 実施を見送った1園は歯の健康づくりに関する資料を配布)	引き続き、歯の大切さへの理解と自分の歯を守ろうという気持ちが育まれるよう健康教育を実施する。	講義形式で実施 保育園55回1,165人 幼稚園23回536人 実施を見送った1園は歯の健康づくりに関する資料を配布)	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	
		①	※	小中学校巡回口腔衛生指導事業	小中学生を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。むし歯や歯周病予防の知識を深めることで、児童・生徒一人ひとりが、自立した健康づくりに取り組むことができるよう指導を実施していきます。	健康推進課	小・中学校における巡回口腔衛生指導事業の実施回数と実施者数の経年変化	小学校 44回 2,293人 中学校 33回 917人 (H30年度実績)	実施回数、実施者数の維持もしくは増加	市内全小中学校で継続的に実施することができ、実施回数・実施者数ともに概ね増加した。ただし、小学校における実施者数の減少は、これは、対象学年を見直し、自立した口腔衛生管理が求められる4・5年生に焦点を当てた内容に変更したことが要因である。その結果、他学年での実施が減少し、全体の実施者数も減少した。実施者数は減少したものの、対象学年に応じたより効果的な内容への見直しが行われたと考える。	小学校 47回 1,166人 中学校 36回 1,114人 (R6年度実績)	A:9割以上	引き続き、感染症対策を講じながら実施し、歯の大切さの理解と自分自身で口腔疾患の予防ができるスキルが身につくよう健康教育を実施する。	講義形式で実施 小学校61回1,553人 中学校37回1,069人	引き続き、歯の大切さの理解と自分自身で口腔疾患の予防ができるスキルが身につくよう健康教育を実施する。	講義形式で実施 小学校45回1,263人 中学校39回1,168人	引き続き、歯の大切さへの理解と自分の歯を守るという気持ちが育まれるよう健康教育を実施する。	講義形式で実施 小学校47回1,166人 中学校36回1,114人	
		②	※	フッ化物洗口事業	小中学生を対象に、週1回フッ素水溶液でうがいを行い、永久歯のエナメル質の強化を促し、永久歯のむし歯予防を図る事業です。今後も、すべての小中学校の実施に向け、取り組んでいきます。	健康推進課	小学校6年生の永久歯の一人平均むし歯数の経年変化	0.49本	1本未満を維持	目標を達成することができた。また、学校の負担軽減を図ることでフッ化物洗口実施校数を増やすことができた。	0.35本(R6年度実績)	A:9割以上	感染症の流行状況をふまえ、感染対策を講じながら実施し、実施校の拡大を目指す。	小学校1校、中学校3校にて実施。 市内小6の一人平均むし歯数(永久歯)0.31本	引き続き、フッ化物洗口を実施し、さらなる永久歯のむし歯予防をはかる。また、実施校の拡大を目指す(目標:小学校11校、中学校3校)。	小学校6校、中学校3校にて実施。 市内小6の一人平均むし歯数(永久歯)0.29本	引き続き、フッ化物洗口を実施し、さらなる永久歯のむし歯予防をはかる。また、実施校の拡大を目指す(目標:小学校10校、中学校3校)。	小学校10校、中学校3校にて実施。 市内小6の一人平均むし歯数(永久歯)0.35本	
		③	※	生活リズムに関する健康教育(保育施設・幼稚園)	幼児期から早寝早起き等の生活習慣を整えることにより、将来における生活習慣病の予防や情緒の安定につながることを大切とし、保育施設・幼稚園の保護者に普及啓発する事業です。今後も、公立保育園と連携し、健康教育の実施及び評価を行うとともに、幼稚園や私立保育園等への健康教育の実施拡大に向け、体制の整備に取り組めます。	健康推進課	保育園、幼稚園における健康教育の実施回数及び実施人数	実施回数6回(保育園6園)、実施人数262人(H30年度)	実施回数、人数の増加	コロナ禍以降、保護者が集まる機会がほとんどなくなったことから、集団での健康教育から個別に普及啓発資料を長期休暇前に1回配布する形に変更した。市内幼稚園12園の1832人、保育園では16園の1323人の保護者に配布。	実施回数:1回、幼稚園12園:1832人、保育園16園:1323人、計13155人の保護者に配布	B:7割以上9割未満	引き続き、保育園・幼稚園と協議しながら、早寝早起き朝ごはんの普及啓発を行う。	感染症拡大の為、集団での健康教育は実施できなかったが、各園に事業の必要性を伝え、親子で取り組める普及啓発資料を長期休暇前の7月に配布した。市内幼稚園12園、保育園16園、計3,261枚配布しました。	引き続き、保育園・幼稚園と協議しながら、早寝早起き朝ごはんの普及啓発を行います。	感染症拡大の為、集団での健康教育は実施できなかったが、各園に事業の必要性を伝え、親子で取り組める普及啓発資料を長期休暇前の7月に配布した。市内幼稚園12園、保育園16園、計3,218枚配布した。	引き続き、保育園・幼稚園と協議しながら、早寝早起き朝ごはんの普及啓発を行う。	コロナ禍以降、保護者が集まる機会がなく、集団での健康教育は実施できなかったが、各園に事業の必要性を伝え、親子で取り組める普及啓発資料を7月上旬に配布した。市内幼稚園12園、保育園16園、計3155枚配布した。	
		④	※	生活習慣病小児予防健診事業	将来生活習慣病になる因子を持った児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行う事業です。今後も、健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組めます。	学校教育課	生活習慣病(小児)予防健診の受診者数の推移	小学校:92.7% 中学校:88.6%	小学校:94% 中学校:90%	生活習慣病(小児)予防健診実施後に、健康推進課と連携し、保護者及び児童生徒への啓発と適切な指導に取り組ましました。	R5受診率(実績) 小学校:89.8% 中学校:90.5%	B:7割以上9割未満	健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組めます。	小学校:87.8% 中学校:88.1%	健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組めます。	小学校:89.8% 中学校:90.5%	健康推進課と連携し、児童生徒や保護者に対して、事前に小児生活習慣病予防健診に関して啓発活動を行い、健診実施後は適切な事後指導に取り組んでいく。	小学校:88.1% 中学校:88.9%	
(2) 育児力向上のための支援																			
		①	※	ここにこ健康相談事業	乳幼児とその保護者を対象に、身体発育や食事、歯科に関する健康相談を行う事業です。今後も、地域展開も含めた市民が利用しやすい相談体制の整備とともに、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討に取り組めます。また、子育て支援課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の充実に取り組めます。	健康推進課	実施人数の経年変化 相談体制の充実が図られているか	842人(H30年度)、健康推進課にて12回/年実施(H30年度)	相談を求めている保護者に対して、支援体制の整備・充実が図られている	乳幼児健康診査や電話相談等で支援が必要と判断した児とその保護者の相談に応じ、必要時、関係機関に繋げました。月1回実施しておりますが、日程が合わず、個別に対応することが多かったことや、支援センターが増設されたこと、事業として廃止しました。個別で支援を実施すると共に乳児健康診査後のフォローについては、赤ちゃん広場にて支援を行ってまいります。	67人(R5年度) 実施回数12回/年	A:9割以上	電話相談後、必要に応じて来所またはオンラインにて相談を行う。	電話での相談後、来所が必要な方や乳幼児健康診査後の継続支援として予約制で実施しました。95人12回	乳幼児健康診査後や電話相談後、必要に応じて個別相談を行います。	乳幼児健康診査後や電話相談後、必要に応じて予約制で実施。67人12回。			
		②	※	乳児教室(7~8か月児)	7~8か月児とその保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える親子教室を行う事業です。今後も、保護者が乳児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。	健康推進課	参加率および参加人数の経年変化	参加率76.3%、 参加人数349組	参加率の増加	参加率、参加人数ともに目標を達成することができた。乳児健康診査教室の紹介をしたり、R6年度から対象者の拡大(第二子以降も参加可)をしたことが要因の一つであると考え、7-8か月の成長発達や遊び、離乳食について参加者に伝えることができました。	参加率85.6% 参加人数369組 (R6年度実績値)	B:7割以上9割未満	7~8か月児を持つ保護者に対し、子どもの成長発達に関することや、生活リズムに関することや、栄養に関する講義を実施する。月2回予約制。	感染対策を講じ希望者全員が参加できるように体制を整え再開した。こども保育課と連携し保育士の講話を追加しました。参加率85.1% 参加人数258組	子どもの成長発達に関することや、生活リズムに関することや、栄養に関する講義を継続して実施する。また、対象者の拡大(第二子以降も参加可)について共有する場となった。参加率85.6% 参加人数369組	第二子以降も希望があれば参加可能とし、第一子は個別通知、第二子以降は予約制で実施した。各専門職からの講話やグループワークを通して7-8か月児の成長発達や育児について共有する場となった。参加率85.6% 参加人数369組			
		③	※	じょうずにモグモグ教室	9か月から10か月の乳児を持つ保護者を対象に、口の発達に合わせた離乳食の食べさせ方の練習を行う教室です。今後も、保護者が口の発達を理解し、発達にあった適切な食事を提供できるよう伝えています。	健康推進課	教室アンケートにおいて、教室内容を理解できた者の割合	38.8% (R元)9月現在	50%以上	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に事業を廃止。代わって、市独自に口腔機能育成に関する動画を制作・配信することで、広く周知し、活用することができた。	E:未実施	引き続き、離乳食や口の発達に関する資料や動画を市HP等を活用し、広く情報配信する。	引き続き、離乳食や口の発達に関する資料や動画を市HP等を活用し、広く情報配信する。	引き続き、離乳食や口の発達に関する資料や動画を市HP等を活用し、広く情報配信する。また、健診案内通知等にて動画の2次元コードを掲載し、動画を知らせてもらえるよう取り組んだ。	引き続き、離乳食や口の発達に関する資料や動画を市HP等を活用し、広く情報配信する。また、健診案内通知等にて動画の2次元コードを掲載し、動画を知らせてもらえるよう取り組んだ。				
		④	※	子育て講座	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士・栄養士による離乳食、子育ての講座です。子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組めます。	こども保育課 R6から子育て支援課も合同	子育て講座の実施	①保育講座3回 参加組数 36組 ②離乳食講座3回 参加組数 19組	①保育講座3回 参加組数 40組 ②離乳食講座3回 参加組数 30組	子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場となるよう子育て講座や保育講座、離乳食講座を実施しました。	①子育て講座2回(参加組数19組) ②保育講座13回(参加組数163組) ③離乳食講座5回(参加組数52組) (令和6年度実績)	A:9割以上	感染拡大防止対策を講じつつ、子育て講座6回、離乳食講座4回を実施しました。	①子育て講座 6回 ②参加組数 46組 ③離乳食講座 4回 ④参加組数 29組	子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場となるよう、子育て講座10回、離乳食講座年4回を予定しています。	公立保育園保育士による子育て講座2回、支援センター職員による保育講座13回、離乳食講座5回を実施しました。 ①子育て講座1回(参加組数16組) ②保育講座2回(参加組数19組) ③離乳食講座5回(参加組数52組)			
		⑤	※	家庭教育学級事業	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。また、家庭教育学級の現場把握を行うため、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況あわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組めます。また、各学級の実施に合わせた研修会等の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組めます。	公民館	地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供することができました。また、各公民館の家庭教育学級の特性に応じた地域の実情やニーズに沿った学級運営の実施回数が増加し、実施した学級の幅が広がりました。(目標達成率9割弱)	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 R.4年度 450回(木更津市第2次基本計画より)	家庭教育や子育て支援事業の実施回数 R6年度 396回	フリースペースを実施することで、気軽に子育ての悩みなどを相談できる場を提供することができました。また、各公民館の家庭教育学級の特性に応じた地域の実情やニーズに沿った学級運営の実施回数が増加し、実施した学級の幅が広がりました。(目標達成率9割弱)	B:7割以上9割未満	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、感染対策を講じながら、対面式の学級の実施していきたい。	十分に感染症予防対策をしながら、子どもの発達段階に応じた学級、講座、フリースペースを実施した。令和4年度313回。	地域の実情、特性などに応じた学級、講座を展開する。また、フリースペースなど利用者の拡大も図っていく。	地域の実情、特性などに応じた学級、講座を展開する。また、フリースペースなど利用者の拡大も図っていくものとした。	フリースペースについては、公民館だけではなく町内会の集会所などを活用することで、より地域の保護者や乳幼児が足を運びやすいように工夫した学級もありません。また、家庭教育学級生に子育ての悩みや学習したい内容を確認した上で地域性を活用することで、より地域特性にあわせた内容で講座を実施することができました。(R6年度実績 396回)			
		⑥	※	家庭教育支援事業	家庭教育の不安や悩みを解消し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を行う事業です。家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育推進協議会を開催し、関係各課、機関と連携することで、情報の共有化に取り組めます。	生涯学習課	家庭教育支援講演会参加者数	H30 参加者29名	参加者50名	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での事業開催が出来ない期間も、オンライン(ZOOM)を活用し家庭教育支援講演会を開催することが出来た。また5類に移行後は対面とオンライン(ZOOM)を併用して開催することで、より参加しやすい環境を整えるよう努めた。	D:5割未満	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。	令和5年3月、家庭教育支援講演会をテーマ「発達障がいへの理解を深めるために」にて、対面とオンライン(ZOOM)を併用したハイブリッド形式で開催し、48名が参加しました。	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。	令和6年3月、家庭教育支援講演会をテーマ「発達障がいへの理解を深めるために」にて、対面とオンライン(ZOOM)を併用したハイブリッド形式で開催し、54名が参加した。	令和7年3月、家庭教育支援講演会をテーマ「子どもの発達や成長に合わせた『語りかけ』やコミュニケーション」にて、対面とオンライン(ZOOM)を併用したハイブリッド形式で開催し、18名が参加した。			

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度															
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果														
								振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)		計画実績値		取組み内容		実績結果		取組み内容		実績結果													
①	食教育の充実を図る事業	※	※	健康推進課	1.6歳児健診、3歳児健診問診票の「主食・主菜・副菜を取り揃えて食べている者」の割合の増加	健康推進課	1.6歳児健診 男児 65.1% 女児 67.3% 3歳児健診 男児 60.4% 女児 57.9% (H30年度)	75.0%以上	バランスの良い食事を摂る手段として啓発し、乳幼児期からの健康的な食生活を保護者が考える機会とすることができました。	1.6歳児健診 男児 82.5% 女児 81.1% 3歳児健診 男児 77.1% 女児 79.5% (R6年度実績値)	A:9割以上	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診において、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることの意義について、資料を配布し伝える。また、ホームページに資料を掲載、啓発する。	1.6歳児健診 男児 82.2% 女児 83.1% 3歳児健診 男児 89.1% 女児 82.0%	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診の個別栄養指導の中で、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることの意義について、資料を配布し伝える。	1.6歳児健診 男児 85.3% 女児 84.6% 3歳児健診 男児 76.1% 女児 82.3%	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診の個別栄養指導の中で、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることの意義について、資料を配布し伝える。	1.6歳児健診 男児 82.5% 女児 81.1% 3歳児健診 男児 77.1% 女児 79.5%														
																		健康推進課	妊婦に向けた食教育の実施	妊婦に向けた食教育の実施体制が整う	妊婦期の栄養管理についての講座を開始し、妊婦に向けた食教育の実施体制を整えることができました。	講話年12回116人 (R6年度実績値)	A:9割以上	妊婦中期の妊婦を対象に栄養講座を実施します。	妊婦中期の妊婦を対象としたマタニティ栄養講座のモデル事業を1回実施した。	マタニティ栄養講座を定期的に継続実施し、妊婦期の栄養の大切さを指導していきます。	マタニティ栄養講座単独で4、5月、7月からは再検討し、フレママ教室内にて開催した。健診結果と食生活のつながりを中心とした栄養講座を11回81人に実施した。	教室の実施方法を再度検討し、教室をマタニティ講座と改めて、栄養に関する講座を引き続き実施していく。	マタニティ講座(前編)にて、妊婦期の栄養管理についての講話を年12回116人に実施した。		
																		こども保育課	食教育実施状況	食教育実施園数:17園	食教育実施園数:17園	季節に合わせた給食や行事食、郷土料理の提供や野菜の栽培・収穫体験やクッキングを通して、食への関心を深めた。又、食に関する講座や保護者に対して園からおたよりを通して、保護者に対して食育の重要性や必要性を周知した。	食教育実施 16園 (令和6年度実績)	A:9割以上	感染拡大防止に留意しながら、継続して野菜作り体験やクッキング等を通して子どもたちの食への関心を高めるとともに、園だよりや給食だよりを通じ、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていきます。	感染拡大防止対策を講じつつ、郷土料理 房総太巻き寿司の提供や米の栽培・収穫をする収穫祭、和食の日のだしづくり、年長組でのカレークッキングを実施しました。保護者に対しては、園だよりや給食だよりを通して、食育の大切さを啓蒙しました。	継続して栽培・収穫体験やクッキング等を通して子どもたちの食への関心を高めるとともに、食に関する講座や相談、幼児食に関する講座、園だよりや給食だよりを通じ、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていきます。	郷土料理房総太巻き寿司の提供や稲の栽培・収穫をする収穫祭、和食の日のだしづくり、野菜の栽培や年長組でのクッキングを実施した。保護者に対して、給食だよりやクラスだよりを通して、食育の大切さを啓蒙した。	野菜の栽培・収穫体験やクッキングを通して、子どもたちの食への関心を深めるとともに、食育に関する講座や相談、幼児食に関する講座、園だよりや給食だよりを通して、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	さらさら料理レシピコンテストのレシピを使用した主菜の提供や郷土料理房総太巻き寿司の提供、稲の栽培・収穫をする収穫祭、和食の日のだしづくり、野菜の栽培や年長組でのクッキングを実施した。保護者に対して、給食だよりやクラスだよりを通して、食育の大切さを啓蒙した。	
																		学校教育課				各学校が、食育の全体指導計画に基づいた指導ができるよう支援をした。外部機関が実施する出前授業を各学校に紹介し、食教育の充実を図った。		B:7割以上9割未満	小学校は総合的な学習の時間の中で食育教育の推進をしていきます。	小学校全18校が食育の全体計画を作成し、計画的な実施を行うことができた。	各学校と連携し、小中学校が食育の全体指導計画を作成し、計画的な実施が行えるよう取り組みます。	小中学校全30校が食育の全体指導計画を作成し、計画的な実施を推進することができた。	小学校での食農教育(特に、3年生以上で年間「栽培」→「調理」→「食す」体験学習)を推進していく。	全小学校18校で食農教育の実施ができましたが、栽培までが4校、調理・食す体験までの全工程を学習できたのが14校となりました。	
																		学校給食課				学校給食で提供する食材やその生産者についての情報等を各学校栄養士に共有することで、児童生徒や保護者に向けて給食だより等で発信することができました。また、給食室や配膳室前の掲示のみでなく、電子黒板向けの資料を活用することで、給食時間における食育の充実を図りました。		B:7割以上9割未満	食に関する指導計画等の学校給食の関りに基づき、計画的に、引き続き給食だより等の情報発信を行います。また、小・中学校の食に関する指導方法を調理校栄養士間で情報共有します。	生産者や関係機関と有機米、地域野菜等の情報共有を行い、学校栄養士等が作成した資料は、給食時間や給食だより等で情報発信し食育の充実を図りました。	食に関する指導計画等の学校給食の関りに基づき、計画的に、引き続き給食だより等の情報発信を行います。また、小・中学校の食に関する指導方法を調理校栄養士間で情報共有します。	生産者や関係機関と有機米、地域野菜等の情報共有を行い、学校栄養士等が作成した資料は、給食時間や給食だより等で情報発信し食育の充実を図りました。	生産者や関係機関と有機米、地域野菜等の情報共有を行い、学校栄養士等が作成した資料は、給食時間や給食だより等で情報発信し食育の充実を図りました。		
																		学校給食センター	食教育は、各学校の食の指導計画に基づき実施されている。各学校での取り組みのため評価が困難	①食の年間指導計画 配食校全校(小:6校 中:4校) ②給食だよりの発行回数 給食だより 11回/年 特別号 1回/年 ③食育指導教材の提供 掲示用資料 11回/年 電子黒板用資料 8回/年 ④食指導として 実施校…… 10校 実施回数…… 21回 実施件数…… 248件 (集団・個人) ⑤学校保健委員会への参加・資料提供 7校(小:4校 中:3校) ※資料は、データ送付・紙配布 ⑥学校保健委員会への参加・資料提供 実施校 8校 (小学校:5校 中学校:3校)	①全校での食の年間指導計画の作成 小学校:6校 中学校:4校 ②配布資料の発行回数 給食だより 11回/年 特別号 1回/年 ③食育指導教材の提供 掲示用資料 11回/年 電子黒板用資料 8回/年 ④食指導として 実施校…… 10校 実施回数…… 21回 実施件数…… 248件 (集団・個人) ⑤学校保健委員会への参加・資料提供 7校(小:4校 中:3校) ※資料は、データ送付・紙配布 ⑥学校保健委員会への参加・資料提供 実施校 8校 (小学校:5校 中学校:3校)	A:9割以上	学校給食については、配食校での給食だより等による情報発信に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式に合わせた食育だよりの新しい発信方法に取り組んでいます。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組めます。	①全校での食の年間指導計画の作成 小学校:6校 中学校:4校 ②配布資料の発行回数 給食だより 11回/年 テーマ別だより 11回/年 ③食育指導教材の提供 掲示用資料 11回/年 電子黒板用資料 36回/年 うち動画資料 1回/年 ④食指導として 実施校…… 10校 実施回数…… 21回 実施件数…… 645件 (集団・個別) ※資料配布は、紙からデータ送付に変更した。 ⑤学校保健委員会への参加・資料提供 実施校 8校 (小学校:5校 中学校:3校)	学校給食については、配食校での給食だより等による情報発信に取り組んでいます。また、電子黒板(大型モニター)で活用できる資料を作成する。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組むものとする。	①全校での食の年間指導計画の作成 小学校:6校 中学校:4校 ②配布資料の発行回数 給食だより 11回/年 特別号 1回/年 ③食育指導教材の提供 掲示用資料 11回/年 電子黒板用資料 84回/年 ④食指導として 実施校…… 10校 実施回数…… 27回 実施件数…… 583件 (集団・個別) ※資料は、データ送付・紙配布 ⑤学校保健委員会への参加・資料提供 実施校 8校 (小学校:5校 中学校:3校)					
																		公民館	各種関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、必要とされる情報伝達をしていきたい。	家庭教育学級・支援等の中で、食育の時間を各1回以上実施し、啓発する	施策の性質上、目標値の記載が困難	「太巻き寿司」などの郷土料理やソビエ料理、「味噌づくり」などの発酵食材づくりなど、調理実習を通じて日々の健康的な食生活の重要性を市民に伝える機会を提供できました。また、公民館だよりなどに調理関係の記事を掲載することで、食に関心を持たせるよう、啓発活動を実施しました。	年間1時間以上食育の啓発活動を実施した 公民館数 R6年度 7館	A:9割以上	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、実習形式の学習機会も増やして実施していきたい。	十分な感染症対策を講じながら、実習形式の学習を実施することができた。子どもや家庭教育学級生、高齢者などを対象に、地元食材を使った実習を通して、食育について考える機会を設けることができた。	さらに、実習や講義などいろいろな形態で、食育について学ぶ機会を増やしていく。	感染症対策を行いながら、実習形式で食育に関する学習を行った。また、安心安全な食や伝統食についての学習、木更津産の食材を使っての実習などを通して、食育について考える機会を各公民館で取り入れた。令和5年度35回実施。	7つの公民館で調理実習などの講座を実施することで、健康的な食生活の重要性を実習形式で伝えることができた。(令和6年度実績 27回) また、公民館だよりなどで調理関係の記事を掲載することで広く市民に対して情報提供をすることで、食育に関する情報提供の機会を提供しました。		
																		※	保育施設での菜園づくり事業	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。今後も、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組めます。	菜園作りの実施園数:17園	菜園作りの実施園数:17園	保育施設で菜園づくりを行い、季節の食材に親しんだり、クッキングを楽しむ中で、食べ物を育てる喜びや食べる喜びを感じる機会を持つことができました。	菜園づくりの実施17園 (令和6年度実績)	A:9割以上	感染拡大防止に留意しながら、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動を継続的に取り組めます。	感染拡大防止に留意しながら、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動を継続的に取り組めます。	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動を継続的に取り組めます。	保育施設での菜園づくりを行い、季節の食材に親しみ取り組みを実施した。	子どもが食への興味・関心を深めることができるよう、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動を継続的に取り組んでいく。	保育施設での菜園づくりを行い、季節の食材に親しみ取り組みを実施した。
																		※	保育施設での給食展示事業	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。今後も、保育園給食を食育の入口とらえる普及啓発に取り組めます。	①保育園・認定こども園での給食展示実施園:17園 ②給食だよりの配布園:13園 ③試食会の実施園:13園	①保育園・認定こども園での給食展示実施園:17園 ②給食だよりの配布園:17園 ③試食会の実施園:17園	年間保育計画に食材に触れる機会を取り入れ実施し、保護者に様子や伝えらるることで、給食展示や給食だよりを通して、食への理解を深めた。	①保育園・認定こども園での給食展示実施園12園 ②給食だよりの配布園 17園 ③試食会実施 9園 (令和6年度実績)	B:7割以上9割未満	感染拡大防止に留意しながら、年間保育計画に基づき、引き続き食育に関する経験を通して、子どもたちの食への意識を高めるとともに、保護者に対する啓発活動を行っています。	子どもの食への関心を高めるために、菜園や食材の下ごしらえ、クッキング等を年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食への意識を高めるとともに、保護者に対する啓発活動を行いました。	子どもの食への関心を高めるために、菜園や食材の下ごしらえ、クッキング等を年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食への意識を高めるとともに、保護者に対する啓発活動を行いました。	子どもの食への関心を高めるために、菜園や食材の下ごしらえ、クッキング等を年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食への意識を高めるとともに、保護者に対する啓発活動を行いました。		

基本目標	施策番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度		
							計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備																		
(1)子育て家庭へのサポートの充実																		
①	※		保育施設における子育て相談体制の強化	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設・子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行う施策です。今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できる体制の整備に取り組みます。	こども保育課	子育て相談の実施状況	子育て相談をメインに求むる保護者の人数は少ないが園庭開放や市民向けの講座等での相談を受けることが多い	公立園に相談担当専任の職員を配置し保護者周知の下で相談業務を実施する	未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談や子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	公立保育園では、園長・サポーターが苦情・相談を担当し、園内に掲示して保護者に周知し、育児不安の解消を図った。子育て講座2回(令和6年度実績)	A:9割以上	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者目線に立った、寄り添い型の支援を展開していきま	未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者目線に立った、寄り添い型の支援を展開していきま	未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者目線に立った、寄り添い型の支援を展開していきま	未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	
②	※		園庭開放	市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組みます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組みます。	こども保育課	園庭開放の実施状況	①実施施設:13園 ②年間実施回数715 ③参加人数3890	①実施施設:16園 ②年間実施回数800 ③参加人数4000	桜井保育園及びわかば保育園において、週に1回園庭開放を実施し、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する。また、園庭開放を実施する民間保育施設に対し、経費の一部補助を実施した。	R6参加人数 108人(桜井保育園及びわかば保育園)	D:5割未満	状況に応じて、感染拡大防止に留意しながら実施していきま	保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流を図った。	園庭開放の周知を図り、誰もが利用しやすい工夫の検討をし、実施していきま	参加人数 113人(桜井保育園及びわかば保育園)	園庭開放の周知を図り、誰もが利用しやすい工夫の検討をし、実施していきま	参加人数 108人(桜井保育園及びわかば保育園)	
③	※		きさざぶネットワーク相談	妊娠、出産、子育て期にわたる様々な総合相談窓口として、面接、電話、メール等で相談を行う施策です。必要に応じ、市の関係部署や関係機関と連携し、支援を行います。今後は、引き続き関係機関との連携強化に取り組みます。	健康推進課	総合相談窓口対応件数の経年変化	電話相談:430件 面接相談:131件 メール相談:3件 計564件(延)	ニーズに応じた体制整備がはかられている	妊娠、出産、子育て期にわたる窓口として、面接、電話、メール等で相談を行いました。相談内容に応じて関係機関とも連携し丁寧に取り組みました。	電話相談:1,582件 面接相談:790件 メール相談:2件 計2,374件(延) (R6年度実績値)	A:9割以上	年々増加する相談に対して1ケース毎に丁寧に対応できるよう、相談支援体制の見直しをはかっています。	電話相談:1272件 面接相談:307件 メール相談:1件 オンライン相談:0件 訪問:23件 計1602件(延) うち発達に関する相談は、電話相談908件、面接252件、訪問23件、計1183件(延)	年々増加する相談に対して1ケース毎に丁寧に対応できるよう、相談支援体制の見直しをはかっています。	電話相談:1574件 面接相談:195件 メール相談:1件 オンライン相談:0件 訪問:180件 計1950件(延)	ネットワーク相談事業としては廃止するが、引き続きこども家庭センターや健康推進課の健康相談として継続して実施する。	妊産婦から相談があった際には、妊産婦のタクシー乗車について、協力的なタクシー会社を紹介することとし、妊婦へのタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を実施した。	
④	新規		子育てヘルパー派遣事業⇒産前産後・家事育児サポート事業	保護者の方が出産前後などで家事・育児ができない時、前向きな支援が見込めない家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を行う事業です。今後は、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議をしたのち、目標値を設定	家事育児サポーターを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。利用時間は大幅に増加しているが、生活保護世帯の利用が全くない。	家事育児サポーターを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。登録者数112人 利用件数155件、課税世帯339時間、非課税・多胎児世帯23時間	B:7割以上9割未満	家庭にサポーターを派遣し、家事・育児の支援をする中で、産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を目的とした「産前産後・家事育児サポート事業」を開始します。	家事育児サポーターを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。登録者数190人 利用件数336件、課税世帯666時間、非課税・多胎児世帯100時間	事業の認知を高めるため、広報、HP等により事業の周知に努めます。	家事育児サポーターを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。登録者数134人(34件はオンライン申請)、利用件数500件、課税世帯1,077時間、非課税・多胎児世帯93時間	引き続き広報、HP等により事業の周知に努め、申請の負担を軽減するために、電子申請を並行して行えるよう準備を進める。	家事育児サポーターを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。登録者数134人(34件はオンライン申請)、利用件数500件、課税世帯1,077時間、非課税・多胎児世帯93時間		
⑤	新規	(仮称)マタニティタクシー	出産を目前に控えた方に対して、事前にタクシー会社に連絡し出産予定病院を登録し、陣痛が来た際に病院まで送迎してもらうサービスです。今後は、タクシー会社と協議し、事業展開が図れるよう検討準備を進めます。	健康推進課	タクシー協会向けの定期的な研修会開催と参加者数評価指標を設定	令和2年度より研修会を定例化させている	年1回の研修会の開催	計画を通し、本地域のタクシー事業者の状況を把握することで、陣痛時のタクシー利用について相談が可能なタクシー会社があるもの、当地区域において事業化は困難であると判断しました。	研修会の開催を検討するなど、研修会の開催はタクシー協会の事情により実施できなかった。しかし妊婦のタクシー利用実態や意向調査を行った。	研修会の開催はタクシー協会の事情により実施できなかった。しかし妊婦のタクシー利用実態や意向調査を行った。	E:未実施	研修会の開催を検討するなど、妊婦を受け入れられるタクシーが増えるように働きかけをしていきま	妊産婦のタクシー乗車に対して、協力的なタクシー会社もあることとし、今後は、妊婦へのタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を行っていきま	妊産婦から相談があった際には、妊産婦のタクシー乗車について、協力的なタクシー会社を紹介することとし、妊婦へのタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を実施した。	今後も同様に、妊婦へのタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を行っていきま	登録者数134人(34件はオンライン申請)、利用件数500件、課税世帯1,077時間、非課税・多胎児世帯93時間		
⑥	新規		子育て応援スポット推進事業	授乳やオムツ交換等のスペースの確保や乳幼児を連れて外出がしやすい環境を整備されている等、子育て世代への配慮ができる施設を「子育て応援スポット」として登録・拡大する事業です。今後は、市民に周知することで、子育て世代が安心して外出できる環境の整備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度の状況で目標設定を実施	子育て応援スポットの登録申請があった施設について、随時調査及び承認を実施した。子育て世代のニーズに合わせた施設を確保し、制度及び周知方法の検討を行っていきま	新型コロナウイルス感染症の流行により、各施設の対応も変化している可能性があるため、再度、該当施設に状況確認をいたしま	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営の見合わせがま	C:5割以上7割未満	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営の見合わせがま	今年度も感染症の状況等を踏まえ、「子育て応援スポット」の登録に向けて協力事業所へ働きかけを行う。	1施設から新たに登録申請があり調査及び承認することとした。あわせて、2年ごとを目途としている。登録施設が申請時と同様の設備を維持しているかの確認を実施した。	引き続き周知を図るとともに、子育て世代のニーズを踏まえ制度を検討していきま	2年ごとを目途としている。登録施設が申請時と同様の設備を維持しているかの確認を実施した。		
⑦	新規		こどもおもちゃ基地事業	公共施設を会場に定期的に遊具等を設置し、子育て世代が交流しながら、親子で遊ぶことや子育ての相談ができる場を提供する事業です。遊びスタッフと一緒に親子で楽しむ経験を通じて、親子子どもの年齢にあった遊び、好奇心を満たす遊びの必要性に気づき、日頃の育児のヒントになるよう働きかけます。	子育て支援課	参加者数およびアンケートによる満足度評価を実施	参加者アンケートによる満足度	類似事業が展開されており、内容の精査を行った上で今後の事業について検討してまい	新型コロナウイルス感染症の感染動向をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営の見合わせがま	E:未実施	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業運営の見合わせがま
⑧	新規		児童館の設置に向けた検討	子育て世代の交流、子どもの遊び場の提供ができる児童館の設置に向けた検討を行います。	子育て支援課	検討段階であること評価は困難。方向性が決定したのち評価指標を設定	令和2年度の状況で目標設定を実施	拠点整備の方向性を庁内関係会議に諮り協議を進めたが、より具体化を図るために対象とする機能を特定し、事業スケジュールや財源確保の方策等を検討していきま	新型コロナウイルス感染症の感染動向をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により児童館の設置に向けた検討は至りませんでした。	E:未実施	新型コロナウイルス感染症の拡大により児童館の設置に向けた検討は至りませんでした。	基本構想等の動向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていきま	基本構想等の動向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていきま	基本構想等の動向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていきま	基本構想等の動向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていきま	基本構想等の動向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていきま	
⑨	※		多胎児家庭への相談体制の整備	育児の負担が大きくなりやすい多胎児や多胎児家庭を支援するため、産前・産後における日常の育児の相談支援を行います。今後は、多胎児家庭に対する子育て支援サービスの整備をすすめます。	健康推進課		令和2年度の状況で目標設定を実施	多胎児家庭の育児負担が軽減するよう産後ケアや産前産後・家事育児サポート事業において多胎児家庭が利用しやすいよう事業展開しました。保健指導係が「ふたご手帳」を活用することで保健指導の充実を図りました。	令和4年度中に開始する「産前産後・家事育児サポート事業」で、多胎児家庭は利用上限時間を多くし、サービスが多く受けられるように配慮します。	「産前産後・家事育児サポート事業」を開始し、多胎児家庭は利用上限時間数を増やしました。使用者から満足される声も聞かれ、また繰り返し利用するなど、ニーズに応じた多胎児家庭に対する子育て支援サービスができました。	B:7割以上9割未満	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の利用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っていきま	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の利用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っていきま	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の利用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っていきま	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の利用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っていきま			
(2)子育て情報の提供																		
①	※		子育て情報提供・発信の一元化	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きさざぶ」や市のホームページ(「子育て応援サイト」)等により、情報発信する事業です。今後は、定期的な情報発信、情報の整理及び、サイトの周知も取り組みます。	子育て支援課	子育て応援サイト閲覧数の推移	令和元年度の子育て応援サイト閲覧数 18,771件 月平均1,564件	令和6年度中の子育て応援サイト閲覧数 24,000件 月平均2,000件	引き続き情報の更新を適時行うと共に、令和5年度より導入された母子手帳アプリ(健康推進課)を活用し、並行して情報発信を行っていきま	令和6年度中の子育て応援サイト閲覧数 16,201件	B:7割以上9割未満	引き続き、タイムリーな情報発信をするとともに、庁内、庁外からの子育て関連情報の収集に努めます。	子育て応援サイトの子育て関連事業や情報の更新を適時行うと共に、Twitterやフェイスブックなども活用して情報発信を行いました。	引き続き、子育て応援サイト、Twitter、フェイスブックなどを活用すると共に、令和5年度より母子手帳アプリ(健康推進課)を活用した際は、関係各課が連携し、月齢や対象者に応じた子育て情報を提供していきま	引き続き、子育て応援サイト、Twitter、フェイスブックなどを活用すると共に、令和5年度より母子手帳アプリ(健康推進課)を活用して情報発信を行った。	引き続き、子育て応援サイト、Twitter、フェイスブックなどを活用すると共に、令和5年度より母子手帳アプリ(健康推進課)を活用して情報発信を行った。	引き続き、子育て応援サイト、Twitter、フェイスブックなどを活用すると共に、令和5年度より母子手帳アプリ(健康推進課)を活用して情報発信を行った。	
(3)小児医療に関する体制整備等の充実																		
①	※		小児医療に関する適正な医療受診への啓発	小児救急医療について、関係機関との連携のもと、子ども達の急病や怪我等に備えた体制の整備を図る事業です。今後は、母子健康手帳発行時や乳幼児健診等において、「#8000」や「子どもの救急ホームページ」、救急体制の周知等、適正医療に向けた普及啓発の強化に取り組みます。	健康推進課	体制整備に向けた取り組み状況 「小児救急電話相談#8000」を知っている者の割合(乳児健診受診者)	広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に継続して参加/ 「#8000」周知度 84.2%(乳児健診 H30年度)	君津郡市広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に継続して参加/ 「#8000」の認知度 90%以上	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加した。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	A:9割以上	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。「#8000」については、母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を行います。		
②	※		周産期医療との連携強化	ハイリスク妊婦や新生児に早期から適切に対応するため、周産期医療を行う関係機関との連携を図る施策です。今後は、NICU会議を通じ、NICU機能がある医療機関及び関係機関との更なる連携強化に取り組みます。NICUとは、新生児集中治療管理室(Neonatal Intensive Care Unit)の略で、身体機能の未熟な低出生体重児や、集中治療を必要とする新生児を対象に、高度な専門医療を24時間体制で提供する治療室のこと。	健康推進課	NICU会議への参加状況	NICU会議への参加回数 3回/年(H30年度)	定期的なNICU会議への参加ができる	NICU会議から君津中央病院NICU及び君津保健所管内母子保健担当者連絡会議に変更となり、開催回数も年1回となりました。ハイリスク妊婦や新生児については個別に看護サマリーなどでの情報提供を通じ、適宜個別支援会議などに参加することで連携強化を図ることができました。	君津中央病院NICU及び君津保健所管内母子保健担当者連絡会議 1回/年出席	A:9割以上	引き続きNICU会議へ参加し、情報の共有や支援方法を検討した。NICUサマリー、連絡体制フロー図を活用し、情報の共有・継続した支援を行う。	NICU会議に3回参加したり、サマリーを通じて君津中央病院、保健所と情報共有や支援方法を検討した。また、NICU会議の中心にあり方について、保健所を中心に検討した。	NICU会議に2回参加した。随時サマリーやMSWを通じて君津中央病院及び保健所と情報共有や支援方法を検討した。	本年度より君津中央病院NICU及び君津保健所管内母子保健担当者連絡会議となり、一部出席者が変更になるが、引き続き情報共有や支援方法を検討した。	君津中央病院NICU及び君津保健所管内母子保健担当者連絡会議に1回/年参加し、情報共有や支援方法を検討した。		

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容
(4)子育て家庭の経済的負担の軽減																	
	①			特定不妊治療費助成	不妊症のために特定赴任治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する事業です。不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠・出産できるよう制度の周知に取り組みます。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難。			申請は千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていることが条件ですが、令和4年4月から不妊治療が保険適用となり千葉県助成事業が終了したことから、木更津市の助成事業も実質申請が不可となり、申請件数も減少しました。期間内に助成を希望する夫婦に対しては要件に沿って助成を行いました。	B:7割以上9割未満	引き続き、医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請件数91件(夫婦63組) 5,994,000円助成	引き続き、医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請件数11件(夫婦9組) 427,000円助成	引き続き、医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請は千葉県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていることが条件であるが、令和4年4月から不妊治療が保険適用となり千葉県の助成事業が終了したことから、木更津市の助成事業も実質申請が不可となり、実績は0件だった。しかしながら保険適用後も不妊治療に係る費用や負担が大きいことから、今後は現行制度を基に対象や助成金額の見直し等を行い、新たな助成事業の検討を進める。
	②			妊婦・乳児健康診査費助成	市が委託した医療機関等で、妊婦及び乳児の健康診査を受ける際に必要な費用を助成する事業です。乳児健康診査の受診率が低いことから、今後は、関係機関と連携し、健康推進課等の事業内での乳児健康診査の助成券の使用についての周知等、乳児健康診査の周知徹底に取り組みます。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難。			妊婦健康診査受診券一人当たりの利用回数、乳児健康診査受診券利用率は横ばいでした。今後も各事業での周知の他、特に母子でのプッシュ配信や7か月・1か月頃の教室での動員などタイムリーな周知に努め、受診率を上げていく必要があります。	B:7割以上9割未満	引き続き、乳児健康診査の助成券の使用について、母子健康手帳発行時や、新生児訪問、乳児健康診(4か月)にて周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用件数は、14,767件。受診券利用率は67.9%とやや増加しています。コロナによる受診控えが改善できていると推測します。	引き続き、乳児健康診査の助成券の使用について、母子健康手帳発行時や、新生児訪問、乳児健康診(4か月)にて周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用件数は、1,423件。受診券利用率は66.1%とやや減少している。乳児健康診査の周知や母子モのプッシュ配信を加え、受診勧奨を行った。	引き続き、乳児健康診査の助成券の使用について、母子健康手帳発行時から乳児期の各事業、母子モを活用して周知をはかっています。	乳児健康診査受診券利用件数は1,397件。受診券利用率は65.8%と昨年度よりやや減少した。教室での周知や母子モのプッシュ配信でタイムリーな受診勧奨に努めた。
	③			子ども医療費助成事業	中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。今後は、制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため目標設定・評価困難。			子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行いました。制度改正に伴い、助成対象者の増加および自己負担金が軽減したことにより、子育て支援対策に寄与しました。	B:7割以上9割未満	引き続き、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行い、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	受給券に係る申請・届出の受付及び審査を実施し、受給券の発行を行いました。病院等の窓口での受給券の提示や償還払いにより、通院・入院の医療費等の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの保健向上を図りました。受給券交付者数 16,666人(8月一斉更新時)	引き続き、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。また月額上限の設定、高校生拡充、未就学児無料化に向けて広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	令和5年8月以降は月額上限の設定を開始し、同年10月には助成対象年齢を高校生相当まで拡充、未就学児の一律無償化を実施した。これにより、従来を上回る子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの保健向上を図った。受給券交付者数 20,024人(8月一斉更新16,864人+高校生一斉送付3,160人)(未就学児のうち有償→無償に変わった受給券者数5,903人)	引き続き、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。また、電子申請の拡充および被保険者の保険情報をオンライン確認することにより、受給券の早期発行を実施した。受給券交付者数 21,269人	受給券に係る申請・届出の受付及び審査を行い、受給券の発行し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの保健向上を図った。また、電子申請の拡充および被保険者の保険情報をオンライン確認することにより、受給券の早期発行を実施した。受給券交付者数 21,269人
	④			未熟児養育医療費給付事業	身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、今後は、健康推進課等の関係機関や他の制度との連携強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。			身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、一部の医療費の助成を行いました。	B:7割以上9割未満	引き続き、未熟児に対して、医療の給付を行うとともに、健康推進課等の関係機関との連携強化に取り組み、母子への支援を行います。	養育医療の給付を行い、経済的な負担の軽減を図りました。給付人数 33人	引き続き、未熟児に対して、医療の給付を行うとともに、健康推進課等の関係機関との連携強化に取り組み、母子への支援を行います。	養育医療の給付を行い、経済的な負担の軽減を図った。給付人数 48人	引き続き、未熟児に対して、医療の給付を行うとともに、健康推進課等の関係機関との連携強化に取り組み、母子への支援を行う。	養育医療の給付を行い、経済的な負担の軽減を図った。給付人数 42人
	⑤			児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。今後は、制度の周知徹底に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため目標設定・評価困難。			家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、定期的に給付を行うとともに、制度改正にかかわる事務を円滑に運用するよう体制の構築と対象者への周知を行った。	B:7割以上9割未満	引き続き、児童を養育している父母等に児童手当を支給し、広報、HP等により制度の周知、申請方法を円滑に運用するよう体制の構築と対象者への周知に努めます。	児童手当に係る申請・届出の受付及び審査をし、児童を養育している父母等に手当の支払いを行い、子育て世帯における経済的負担の軽減を図りました。支給対象児童数 17,720人	引き続き、児童を養育している父母等に児童手当を支給し、広報、HP等により制度の周知、申請方法を円滑に運用するよう体制の構築と対象者への周知に努めます。	児童手当に係る申請・届出の受付及び審査をし、児童を養育している父母等に手当の支払いを行い、子育て世帯における経済的負担の軽減を図った。支給対象児童数:14,644人	給付は引き続き行い、令和6年度からの対象者拡大に向けて、円滑な制度運用のための準備、周知を行っている。	児童を養育している父母等に手当を支給し、子育て世帯における経済的負担の軽減を図った。制度改正に伴う対象者拡大についてHPや案内文により広く周知することに努めた。支給対象児童数:18,495人
	⑥			認可外保育施設に係る保育料等助成事業	認可保育園に申し込んでいるが入園できないため、2歳以下の子どもを認可外保育施設に預けている保護者に対して、認可保育園に通っていた場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料を比較し、差額を上限2万円まで助成する事業です。今後は、待機児童となっている保護者等に対し、制度の周知に取り組みます。	こども保育課	助成事業のため目標設定・評価困難。			認可保育園に申し込んでいるが入園できないため、2歳以下の子どもを認可外保育施設に預けている保護者に対して、認可保育園に通っていた場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料を比較し、差額を上限2万円として助成した。	A:9割以上	引き続き市のホームページ等で制度の周知を図り、助成を行っています。	助成事業に要した費用(上半期) 対象人数:43人 交付決定: 1,989,000円(下半期) 対象人数:8人 交付決定: 741,000円	引き続き市のホームページ等で制度の周知を図り、助成を行っています。	助成事業に要した費用(上半期) 対象人数:4人 交付決定:254,000円(下半期) 対象人数:4人 交付決定:312,000円	引き続き市のホームページ等で制度の周知を図り、助成を行っています。	助成事業に要した費用(上半期) 対象人数:3人 交付決定:167,000円(下半期) 対象人数:6人 交付決定:153,000円
	⑦			出産育児一時金支給事業	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保健組合より支給されるため除外します。今後は、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組みます。	保険年金課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。			市のHPには申請について必要書類等の記載をし、窓口にも案内文があるため、問い合わせがあった場合にはそちらを元に案内している。また医療機関から出産育児一時金についての案内を聞いて、書類をすべて準備して窓口にくる方も多いため、病院とも連携している。	B:7割以上9割未満	引き続き、市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知、並びに出生届出時に周知を実施する。	市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知を実施した。	引き続き、市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知、並びに出生届出時に周知を実施する。	市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知、並びに出生届出時に周知を実施した。	引き続き、市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知、並びに出生届出時に周知を実施する。	市HP、国保加入者向けパンフレット及び医療機関を通じての周知を実施した。
	⑧			要保護・準要保護就学援助事業	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する事業です。今後は、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。			各学校と連携し、きめ細かな制度周知を実施するとともに、適切な給付事務に取り組みました。	B:7割以上9割未満	各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和4年度就学援助認定者 小学校:385人 中学校:238人 支給金額 小学校:28,107,288円 中学校:28,426,647円	各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和5年度就学援助認定者 小学校:402人 中学校:227人 支給金額 小学校:29,376,252円 中学校:26,906,476円	引き続き各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和6年度就学援助認定者 小学校:429人 中学校:256人 支給金額 小学校:30,571,416円 中学校:30,167,417円
	⑨			特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助する事業です。今後は、制度の周知等の充実に取り組みます。	学校教育課	給付事業のため目標設定・評価困難。			各学校と連携し、きめ細かな制度周知を実施するとともに、適切な給付事務に取り組みました。	B:7割以上9割未満	各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和4年度特別支援就学奨励費認定者 小学校:237人 中学校:96人 支給金額 小学校:8,066,284円 中学校:5,016,344円	各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和5年度特別支援就学奨励費認定者 小学校:251人 中学校:99人 支給金額 小学校:8,787,164円 中学校:5,172,198円	引き続き各学校と連携し、制度周知や充実に取り組みます。	令和6年度特別支援就学奨励費認定者 小学校:254人 中学校:93人 支給金額 小学校:8,133,014円 中学校:5,349,128円

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	
(5)子育てしやすい環境の整備																		
	①	*		優良な住宅、宅地の供給	安心・安全な生活環境を形成するため、良好な住宅地の供給を推進する施策です。今後は、市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を進めます。	市街地整備課	金田西地区使用収益開始面積	金田西地区使用収益開始面積:15.8ha(H30)	金田西地区使用収益開始面積:56.2ha	令和2年度から令和6年度までの間、施行者である千葉県に対し、金田西地区土地区画整理事業の負担金を支出した。平成30年度から令和6年度までの実績では、使用収益開始エリア面積は28.9ha(51.4%)が完了し、累計では44.7ha(79.5%)となり、目標に対し約8割を達成した。これにより、安心・安全な生活環境の形成と良好な住宅地の供給に加え、土地利用の推進も図られた。今後も引き続き市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を推進する。	金田西地区使用収益開始面積:44.7ha(R6未時点)	B:7割以上9割未満	引き続き千葉県が行う都市計画道路築造、区画道路築造、造成盛土工事及び移転補償等に対して、負担金を支出してまいります。	負担金を支出し、土地区画整理事業による市街地整備を行いました。移転補償交渉等に不測の期間を要したため、一部負担金を令和5年度に繰り越しました。	引き続き千葉県が行う都市計画道路築造、区画道路築造、造成盛土工事及び移転補償等に対して、負担金を支出してまいります。	負担金を支出し、土地区画整理事業による市街地整備を行ったが、移転補償交渉等に不測の期間を要したため、一部負担金を令和6年度に繰り越した。	引き続き千葉県が行う都市計画道路築造、区画道路築造、造成盛土工事及び移転補償等に対して、負担金を支出してまいります。	負担金を支出し、土地区画整理事業による市街地整備を行ったが、移転補償交渉等に不測の期間を要したため、一部負担金を令和7年度に繰り越した。
	②			「フラット35」子育て支援型	住宅金融支援機構と木更津市が連携し、住宅取得に対する補助金等の財政支援と合わせて、「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げた事業です。今後は、住宅金融支援機構と連携し、幅広く活用いただけるようPRに取り組みます。	住宅課	制度の広報をする経済的なメリットを周知していくものであり、制度の性質上、目標設定評価は困難			住宅金融支援機構とタイアップし、チラシ配布等で子育て世帯へのPRに取り組みました。		B:7割以上9割未満	令和3年度に引続き、住宅金融支援機構とタイアップし、チラシ配布等で子育て世帯へのPRに取り組みます。	令和4年度は「フラット35」子育て支援型の利用申請はありませんでした。	令和4年度に引続き、住宅金融支援機構とタイアップし、チラシ配布等で子育て世帯へのPRに取り組みます。	令和5年度は「フラット35」子育て支援型の利用申請はなかったものである。	令和5年度に引続き、住宅金融支援機構とタイアップし、チラシ配布等で子育て世帯へのPRに取り組みます。	令和6年度は「フラット35」子育て支援型の利用申請はありませんでした。
	③	*		公園等の充実	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や大人と子どもが楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を持つ市民の憩いの場となる公園等の維持管理と整備の充実を図る施策です。今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの遊具の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら遊具の更新に取り組みます。	市街地整備課	公園の増加面積(施設の新設)については、今回、中地域の1人当たりの公園面積に格差があることから、今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの遊具の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら遊具の更新に取り組みます。	供用開始済公園面積:122.50ha	供用開始済公園面積:124.00ha	令和2年度から令和6年度までの間で5箇所、公園を新規で整備したほか、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新や、中の島大橋の耐震化補強のため改修工事を行いました。	供用開始済公園面積:133.96ha(R6未時点)	B:7割以上9割未満	引き続き金田東1号近隣公園の整備、中の島大橋主桁・橋脚・防護柵・地覆工事を行うとともに、高欄の更新工事を実施します。	令和元年度より整備を行っていた金田東中央公園の整備が概成し、令和5年度に供用を開始します。また、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を実施したほか、中の島大橋の耐震化補強のために改修工事を行いました。	令和5年度は、金田東中央公園の一部と金田東地区及び千束台地区の公園予定地の整備を実施します。また、引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を実施したほか、中の島大橋長寿命化対策工事を実施します。	金田東中央公園に遊具の追加整備を行い、千束台地区の地端公園、金田東地区の台端公園の整備が完了した。また、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を実施したほか、中の島大橋長寿命化対策工事により、老朽化した高欄と地覆の更新を行った。	令和6年度は、金田西地区及び千束台地区の公園予定地の整備を実施する。また、引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を実施したほか、中の島大橋長寿命化対策工事により、老朽化した高欄と地覆の更新を行った。	千束台地区の千束台公園、金田西地区の金田西6号街区公園の整備が完了し、令和7年度に供用開始予定。また、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新を実施したほか、中の島大橋長寿命化対策工事により、老朽化した高欄と地覆の更新を行った。
	④	*		生活道路の整備	快適な歩行空間の形成に向け、生活道路の整備を行う事業です。歩道の切下げ箇所が多く、また歩道の幅に伴う用地買収に時間を要することから、未整備箇所を把握し、計画的な道路整備に取り組みます。	土木課	歩道切下げ工事 ・歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=660m ・市道122号線L=120m	歩道切下げ工事10箇所 ・カラー舗装L=650m ・市道122号線L=288m	切下げ工事、カラー舗装については目標値を達成できなかったが、市道122号線歩道幅員拡幅については目標値を達成し、快適な歩行空間の形成を図ることができた。	R6未時点 歩道切下げ工事13箇所 ・カラー舗装L=1,385m ・市道122号線L=1,231m	B:7割以上9割未満	歩道切下げ工事7箇所 ・カラー舗装L=680m ・市道122号線L=190m	歩道切下げ工事3箇所 ・カラー舗装L=627m ・市道122号線L=177m	歩道切下げ工事4箇所 ・カラー舗装L=225m ・市道122号線L=400m	歩道切下げ工事4箇所 ・カラー舗装L=149m	歩道切下げ工事3箇所 ・カラー舗装L=390m ・市道122号線L=852m	歩道切下げ工事2箇所 ・カラー舗装L=294m ・市道122号線L=792m	
(6)子ども子育て家庭の安全の確保																		
	①	*		交通安全意識の高揚	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育施設、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る事業です。交通安全が廃止予定であることから、今後は、各教育機関への周知・啓蒙や交通安全協会等との連携を強化し、交通安全廃止後についても高い水準で子ども達の交通安全教育ができるよう取り組みます。	地域共生推進課	交通安全教室の実施回数	交通安全教室を年70回実施	交通安全教室を年70回実施	交通安全教室につき、市職員が講師を行う事や移動手段が確保できない施設に対して委託バスの提供を行う事などにより、多くの学校・保育施設等が効果的な交通安全教室を行う事が出来た。	R6実績 交通安全教室を年70回実施	B:7割以上9割未満	各学校等における交通安全教室の実施回数確保に努める。また、木更津市飛行場周辺まちづくり基本構想により、現存の交通安全公園は令和8年度に解体予定であることから、解体後の将来を見据えながらより効果的な交通安全教室の実施形式について模索していく。	交通安全教室を68回実施し、昨年度よりも回数が増加し、目標数値の70回に近い実績を残すことができた。	令和5年度から、木更津交通安全協議会木更津部会及び市が交通安全教室の講師となって講習を行うため、交通安全教室の講師としての実績づくりを行う。また、交通安全公園の解体を見据えて、引き続き効果的な子ども交通安全に関する啓蒙を推進していく。	交通安全教室を70回実施し、昨年度よりも回数が増加し、目標数値の70回を達成することができた。	引き続き、木更津交通安全協議会木更津部会及び市が交通安全教室の講師となって講習を行う。交通安全公園は建替予定であるので、校庭等での自転車安全教室についても各学校等へ案内を進める。	交通安全教室を70回実施することができ、目標を達成することができた。また、市が講師として講話等を行い、児童等の交通安全に対する意識づけを行うことができた。
	②	*		防犯関係団体との連携	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。	地域共生推進課	①防犯パトロールの物資支給状況 ②防犯講習会の実施回数	①30以上の自主防犯団体に必要な物資を支給する ②防犯講習会を年1回開催	警察や関係機関と連携し、防犯体制の強化や域内の防犯意識の向上に努めた。また、自主的に防犯活動を実施している団体に対して防犯活動物資の支援を行った。さらに、防犯講習会を開催し、防犯意識や知識の向上に努めた。	R6実績 防犯物資の支給を継続し、計28団体への支給を行った。また防犯講習会を1回開催した。	B:7割以上9割未満	引き続き各団体の意見を取り入れながら防犯物資の支給を継続していく。防犯講習会を10月に実施予定。また、各公民館と連携した講話についても継続予定。	防犯物資の支給を継続し、計26団体への支給を行い、10月に行っていた防犯講習会についても実施できた。また、防犯講話を10回実施し、令和3年度よりも大幅に増加した。学校の教師に対して講話を行うこともできた。	引き続き各団体の意見を取り入れながら防犯物資の支給を継続していく。防犯講習会を10月に実施予定。また、各公民館と連携した講話についても継続予定。	防犯物資の支給を継続し、計30団体への支給を行い、10月に行っている防犯講習会についても実施できた。また、防犯講話を2回実施した。また、防犯講話を2回実施した。	引き続き各団体の意見を取り入れながら防犯物資の支給を継続していく。防犯講習会を10月に実施予定。また、各公民館と連携した講話についても継続予定。	防犯物資の支給につき、目標は下回っているもの計28団体へ支給した。また、防犯講習会については10月に開催し、所定の目標を達成することができた。	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
(7)子育て家庭の仕事と生活の調和の促進																		
	①	※		労働環境の充実に関する啓発事業	労働時間の短縮や福利厚生事業の充実等、働きやすい環境づくりを進めるための普及・啓発に努め、国や県の情報提供を行う事業です。育児休業の取得率等を見ると、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとはいえないことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。	産業振興課	関係機関から情報提供があった際に行う形となるため、具体的な目標値の設定が難しい。			労働時間の短縮や福利厚生の充実など、働きやすい環境づくりに向けた普及・啓発については、国や県からの情報提供を積極的に行い、事業者への周知に努めました。また、関係機関から提供された各種制度の情報についても、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の配架を通じて広く周知を図ることができました。		B:7割以上9割未満	市の広報紙・ホームページ・SNSの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。また、関係課である子育て支援課への情報共有に努め、多方面への普及啓発を推進します。	市の広報紙・ホームページ・SNSの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。また、関係課である子育て支援課への情報共有に努め、多方面への普及啓発を推進します。	広報及びホームページへ千葉県最低賃金改正について掲載した。また関係資料のパンフレットについて、窓口などに設置し、普及活動を行った。	市の広報紙・ホームページ・SNSの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行う。また、関係課である子育て支援課への情報共有に努め、多方面への普及啓発を推進する。	千葉県の最低賃金が改正されたため、ホームページを更新し掲載した。また関係資料のパンフレットについて、窓口などに設置し、普及活動を行った。	
	②	※		雇用の安定と拡大	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労に関する情報の収集や提供を通じて、就労支援を推進する施策です。今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。また、セミナー終了後に個別相談の時間を設ける等、受講者一人ひとりのニーズに沿った就労支援セミナーとなるよう、セミナー内容の検討に取り組みます。	産業振興課	関係機関と連携した就労支援セミナーの開催状況と推移	年4回(平成30年度)	年5回	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携しながら就労支援に取り組みしてきました。就労支援セミナーについては、年間5回の開催を目標としていましたが、参加者の集まりが毎回少ないことから、実施回数は3回にとどまりました。このため、実施回数という面では目標達成には至りませんでした。しかしながら、参加された方の中から実際に就職入ったケースもあつたことが、支援の成果は確実に表れています。	年3回	C:5割以上7割未満	関係機関・団体から研修会・講習会等の開催情報の提供があった際、速やかに広報媒体を利用し、関係資料の掲示等により普及啓発に努めます。講座については、実施方法の検討をして、参加者のニーズに合わせた講座を実施します。	関係機関・団体から研修会・講習会等の開催情報の提供があった際、速やかに広報媒体を利用し、関係資料の掲示等により普及啓発に努めます。講座については、実施方法の検討をして、参加者のニーズに合わせた講座を実施します。	国や県を始めとする関係団体等の研修会・講習会等の開催情報のパンフレットを窓口などに設置し、普及活動を行った。また、千葉県ジョブサポートセンターとの共催によるセミナー開催や、ハローワーク木更津と連携したお仕事説明会の開催をすることにより、就労支援の推進に努めた。	関係機関・団体から研修会・講習会等の開催情報の提供があった際、速やかに広報媒体を利用し、関係資料の掲示等により普及啓発に努める。講座については、引き続き参加者のニーズに合わせた講座を実施する。	国や県を始めとする関係団体等の研修会・講習会等の開催情報のパンフレットを窓口などに設置し、普及活動を行った。また、千葉県ジョブサポートセンターとの共催によるセミナー開催や、ハローワーク木更津と連携したお仕事説明会の開催をすることにより、就労支援の推進に努めた。	◆女性向け再就職支援セミナー 開催日:令和5年12月13日(水) 参加者数:10名(うち個別相談利用:3名) ◆子育て期の女性就労支援セミナー 開催回数:2回 参加者数:7名(土日コース)、14名(平日コース)
	③	※	※	子どもの学習支援事業	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。今後は、教育委員会と連携し、事業の実施箇所の増設を検討します。	福祉相談課 子育て支援課	学習支援の実施場所 高等学校への進学率 ひとり親家庭からの参加者数	① 3か所 ② 90% ③ 24名	① 5か所 ② 95% ③ 40名	地区社協や大学生のボランティアの協力を得て、市内4か所で開催し子どもにとって学習機会と居場所の提供することが出来た。また、高校進学率は100%を達成することが出来た。参加者の増加に伴い、実施場所の拡大を検討していく必要がある。	①4か所+福祉会館(夏休みのみ) ②100% ③28名	B:7割以上9割未満	実施地区に富来田地区(富来田公民館)を加え4地区とし、また引き続きオンラインを活用するなど参加者の利便性を図り参加しやすい環境整備に努めます。	新たに、富来田地区において、事業を実施いたしました。	事業に不可欠なボランティアを確保するため、県内の大学等に協力を求め、各会場の実施体制の強化に努めます。	引き続き、窓口での案内や広報等により、対象者に情報が届くよう周知に努める。実施地区の拡大についても、検討していく。	①4地区(夏休みは5か所、福祉会館でも実施) ②100% ③23世帯28名 ④23世帯28名 対象者にチラシを配布し、事業の周知に努めた。ひとり親家庭からの参加者は、23世帯28名と増加した。	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標6 地域における子育て力の充実																		
(1) 地域の子育て力の強化																		
①	※	保育園地域活動事業		保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、高齢者との交流や地域行事への参加、子育て講座、子育て相談等を行う事業です。 今後も、地域との交流を充実していくとともに、子育て相談の安定した体制づくりを目指し、園庭開放時の告知機会や市のホームページ等を通じ、子育て相談の実施についての周知に取り組みます。	子ども保育課 子育て支援課	保育所地域活動事業の実地状況と推移	公民館での子育て講座及び文化祭への参加、中学校との合同避難訓練、老人介護施設への訪問、地域住民との交流会	保育園を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、高齢者及び地域住民との交流や地域行事への参加、地域の小中学校との連携を行う。	園庭開放時の告知機会や市のホームページ等で周知を図り、実施した。	・地域の方を招いた地域との交流会実施 (令和6年度実績)	B:7割以上9割未満	感染拡大防止に十分留意しつつ、実施内容を検討していきます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、交流会は行いませんでしたが、子育て講座については、4回実施しました。	園庭開放時の告知機会や市のホームページ等で周知を図り、実施していきます。	5か所の公民館で出張ひろば、公民館講座、保育園で地域の方を招いた地域との交流会等を実施した。	園庭開放時の告知機会や市のホームページ等で周知を図り、実施していく。	毎週園庭開放を実施したり、保育園で地域の方を招いた地域との交流会等を実施した。	
②	※	世代間交流の推進		保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 祖父母との交流会や介護施設への訪問を実施する園が増えていることから、今後は、世代間交流を実施する園がより増えるよう効果的な検討に取り組みます。	子ども保育課	世代間交流の推進の実地状況と推移	高齢者との交流会の実施:10園 老人介護施設訪問の実施:7園	世代間交流事業を推進し、より多くの子ども達が世代間交流経験が出来る事を旨とする。	世代間の交流を持つ機会として、祖父母との交流会を実施しました。	・高齢者との交流会実施 11園 ・老人介護施設訪問実施 5園 (令和6年度実績)	B:7割以上9割未満	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していますが、今後の状況に応じて再開を検討していきます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施しませんでした。	保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進していきます。	世代間の交流を持つ機会として、祖父母との交流会や老人介護施設訪問を実施した。	保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進していく。	世代間の交流を持つ機会として、祖父母との交流会や老人介護施設訪問を実施した。	
③	※	子ども交流事業への支援事業		子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして企画していくこと検討します。	子育て支援課	こどもまつり来場者数の推移	8000人	8000人	実行委員会に対し補助金の支払い及び物品の貸し出しやホームページへの掲載等の支援活動を行った。	令和6年度は来場者、スタッフ併せて約12,000人が参加した。	B:7割以上9割未満	引き続き、子ども及びその保護者に対し、地域で世代間交流の機会を持つことのできる「木更津こどもまつり」を支援します。	事前予約制で、来場者・来場人数を把握し、感染対策を行って実施した。	引き続き、子ども及びその保護者に対し、地域で世代間交流の機会を持つことのできる「木更津こどもまつり」を支援します。	目標である来場者数8,000人を上回ることができた。	引き続き、子ども及びその保護者に対し、地域で世代間交流の機会を持つことのできる「木更津こどもまつり」を支援する。	スタッフ、来場者数併せて約12,000人が参加し、目標である8,000人を上回ることができた。	
④	※	地域の人材の活用・育成		地域のジュニアリーダー、青年、社会人、子育ての終わった人、高齢者等、子どもの多様な体験をサポートする幅広い人材の育成・確保を行う施策です。 今後は、ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	子ども会新役員・新インリーダー講習会参加者数	H30 参加者 49名	参加者数 60名	子ども会新役員・新インリーダー講習会を、新たに役員・組織体制が変わる年度末に実施することで、スムーズな子ども会運営をおこなうことができるよう支援した。	子ども会新役員・新インリーダー講習会を参加者55名(R6実績)	B:7割以上9割未満	子ども会新役員・新インリーダー講習会を行います。	子ども会新役員・新インリーダー講習会を実施しました。(50名)	子ども会新役員・新インリーダー講習会を行います。	子ども会新役員・新インリーダー講習会を実施した。(50名)	子ども会新役員・新インリーダー講習会を行う。	子ども会新役員・新インリーダー講習会を実施した。(55名)	
⑤	※	青少年ボランティアの活用と活性化		青少年の様々な活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティア等各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図る施策です。 今後は、ボランティアの担い手不足やボランティア活動への参加者不足がみられることから、特にイベントに参加した保護者を対象としたアフタースクールボランティア(社会人のボランティア)募集に取り組みます。また、ボランティア養成講座を年間3～4回開催するとともに、その周知徹底に取り組みます。	生涯学習課	・社会人対象:アフタースクールボランティア養成講座の開催(年3回程度) ・学生(高校生～)対象:ユースボランティア登録継続実施 ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付	・アフタースクールボランティア養成講座の開催(H31:2回) ・近隣高等学校、高専への募集案内の配付(年1回)	・アフタースクールボランティア養成講座は、事業の見直しにより実施を見送った。 ユースボランティア登録・派遣については、継続実施した。また、募集については、市HP上でのPRを強化した。	・アフタースクールボランティア養成講座の開催を見送った。 ユースボランティア募集案内の配布を見送った。	E:未実施	新型コロナウイルスの影響を考慮し、アフタースクールボランティア養成講座の開催を中止しました。また、近年アフタースクールボランティアの人数が減少していることから養成講座と併せて人材発掘を目的とした事業を開催します。	アフタースクールボランティアについては、新型コロナウイルスの影響により、養成講座及び新規事業については開催を見合わせました。	アフタースクールボランティアについては、養成講座及び人材発掘を目的とした事業を開催します。	アフタースクールボランティアについては、新規事業の開催を検討したが、実施には至らなかった。	アフタースクールボランティアについては、養成講座及び人材発掘を目的とした事業を開催する。	アフタースクールボランティアについては、養成講座の実施に代わり、会員向けの研修会を実施した。		
⑥	※	保育ボランティアの養成		保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを教え、幼児を持つ親が安心して任せられることができる保育ボランティアの養成に向け、保育グループごとの会と連携し、保育ボランティア養成講座を開催する施策です。 今後は、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。	生涯学習課	保育ボランティア入門講座参加者数	H30 参加者13名	参加者数 20名	保育ボランティア入門講座はこれまでの開催方法を振り返り、よりニーズに沿った内容を実施するために検討する期間としたため、開催を見送った。	保育ボランティア養成講座の開催を見送った。	E:未実施	保育ボランティア入門講座については開催を見送ることを検討します。	保育ボランティア入門講座は開催を見送りました。	保育ボランティア入門講座については開催を見送り、現在のニーズにあった事業内容を再検討します。	保育ボランティア入門講座は開催を見送った。	保育ボランティア入門講座については開催を見送り、現在のニーズにあった事業内容を再検討する。	保育ボランティア養成講座は開催を見送った。	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	(計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容
基本目標7 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実																	
(1) 要保護児童対策の推進																	
①		児童虐待対策事業		児童虐待防止対策事業	児童虐待防止に向け、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見、虐待を受けた子どもの保護と自立支援、親子関係の回復に向けた支援等を行う事業です。今後も、児童虐待防止に関する理解と啓発に努め、早期発見・早期対応に努めます。また、虐待の通告があった場合は、48時間以内子どもへの安全確認を行い、要保護児童等の転入および転出時は、支援の隙間に陥らないよう、支援方針を明確にし、関係機関との情報共有を速やかに行う等、千葉県児童虐待防止マニュアルに沿って対応します。さらに、職員や相談員等の相談援助技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修や実践可能な体験型研修への積極的な参加促進に取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価が困難である。			木更津市児童虐待対応マニュアル及び千葉県子ども虐待対応マニュアルに則り、要保護児童、要支援児童家庭に対し、家庭訪問や来庁面談を通じて児童虐待の未然防止や再発防止に向けた専門相談支援や養護相談支援関係機関と連携を図りながら実施しました。		B:7割以上9割未満	引き続き、関係機関と連携し要保護児童等の早期発見・早期対応・再発防止に努め、支援の隙間を作らない体制を図っていきます。児童虐待通告があった場合、要保護児童等が転入した場合も、通告・連絡後48時間以内に児童の目視による安全確認を行います。	関係機関との連携を図り、木更津市児童虐待対応マニュアル及び千葉県子ども虐待対応マニュアルに沿った対応を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止に努めた。児童虐待相談対応件数431件 内訳：身体111件、性的5件、心理的191件、ネグレクト124件	引き続き、関係機関と連携し要保護児童等の早期発見・早期対応・再発防止に努め、支援の隙間を作らない体制を図っていきます。児童虐待通告があった場合、要保護児童等が転入した場合も、通告・連絡後48時間以内に児童の目視による安全確認を行います。	関係機関との連携を図り、木更津市児童虐待対応マニュアル及び千葉県子ども虐待対応マニュアルに沿った対応を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止に努めた。	
②		児童虐待防止ネットワークの充実・強化		要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関等と情報・考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく施策です。今後も、要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組めます。また、個別の虐待事案については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携を強化し取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価が困難である。			要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議の開催、その他関係機関が主催する会議に参加し、要保護児童、要支援児童家庭支援についての情報と課題の共有、役割分担を明確にし、関係機関との連携強化に努めました。		B:7割以上9割未満	要保護児童対策地域協議会、実務者会議を月1回、個別ケース検討会議を随時開催します。協議会構成機関の他、事例に応じた関係機関とも連携し役割分担・情報共有していきます。また、児童虐待防止の意義を周知し未然防止にも努めます。	要保護児童対策地域協議会、実務者会議を月1回、個別ケース検討会議を随時開催します。協議会構成機関の他、事例に応じた関係機関とも連携し役割分担・情報共有していきます。また、児童虐待防止の意義を周知し未然防止にも努めます。	引き続き、要保護児童対策地域協議会、実務者会議を月1回、代表者会議を年1回(11月)、個別ケース検討会議を随時開催します。協議会構成機関の他、事例に応じた関係機関とも連携し役割分担・情報共有していきます。また、児童虐待防止の意義を周知し未然防止にも努めます。	代表者会議は講師派遣の都合により予定より1月遅れて開催となりました。代表者会議1回(11月) 実務者会議12回(毎月1回) 個別ケース検討会議延べ65回		
③		DV対策事業		配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。また、子育て支援課において母子・父子自立支援員兼相談員等による相談活動を行います。相談内容が複雑化・多様化していることから、今後は、研修参加や業務の中で、相談担当者との更なる知識・相談対応力の向上に取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価が困難である。			個々のケースの課題に応じた適切な助言を行い相談者の問題解決に努めます。		B:7割以上9割未満	引き続き、通告や相談に対し適切な助言をし、相談者が問題解決できるよう努め、今後も継続して対応していきます。相談時に必要な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決できるよう努めます。	引き続き、通告や相談に対し適切な助言をし、相談者が問題解決できるよう努め、今後も継続して対応していきます。相談時に必要な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決できるよう努めます。	引き続き、通告や相談に対し適切な助言をし、相談者が問題解決できるよう努め、今後も継続して対応していきます。相談時に必要な社会資源を提示し、相談者自身が支援方法を選択して問題解決できるよう努めます。	個々のケースの課題に応じた適切な助言を行い相談者の問題解決に努めます。(208件) 令和7年度も引き続き、適切な対応に努めます。		
(2) 発達を支援する環境の充実																	
①	*	未熟児をもつ保護者の会(すくすく子育ての会)		健康推進課	参加者数の経年変化				感染症対策等を講じながら会を実施しました。低出生体重児は感染症に対する配慮が一段と求められることから、保護者同士で対面集まるというニーズが低いことがわかりました。今後は現在行っている地区担当による個別支援を実施していきます。		A:9割以上	引き続き、地区担当による継続支援を行う。感染症状況を踏まえ、また、地区担当保健師による個別支援にあえる環境づくりを検討する。	引き続き、地区担当保健師による個別支援に努めた。	すくすく子育ての会4回/年開催予定。	すくすく子育ての会を4回実施した。参加者は延10組で参加率は平均4.4%だった。参加人数は少ないものの、参加者に行ったアンケートでは、満足度は高いものとなった。	本市の低出生体重児の出生率が低下しており、保護者のニーズが個別支援であることから、会として開催せず、地区担当保健師による個別支援を行う。	
②	*	親子教室		子ども発達支援課	親子教室の開催回数および参加者数の経年変化				1歳半健診から3歳半健診で言葉の遅れが心配で教室を利用したお父さんは7割と多い傾向でしたが、保護者間でグループワークの時間を設定することで食事、排泄、休日の過ごし方など育児をする中で様々な悩みが聞かれ、専門職からの助言だけでなく、保護者間で対応方法を話し、自己の振り返りや自己効力感を育む機会ともなっています。	R6年度実績数: ①実施回数:202回(101日) ②参加者数:実165組/延720組	B:7割以上9割未満	6月より感染症対策をしながら、1回4組ずつの小集団での教室を再開します。引き続き、子どもの発達や育児不安への支援を継続します。より専門的な支援が必要な子どもは、子ども相談等に繋げながら、経過を見ていきます。	1歳6か月児健康診査で課題のあった子どもの支援先としてひよこ教室の利用が増えています。ひよこ教室(実79人/延282人) あひる教室(実54人/延242人) <じゃこ教室(実16人/延77人)	新型コロナウイルス感染症対策がややおさえず家庭内で過ごし、交流を図る機会が少いことから発達や育児不安への支援を強化する傾向にあります。親子教室を通じて、周回への興味や関心を広げ、発達の経過を見て、適切な支援へつなげていきます。	継続的に参加することで保護者が子どもの成長を感じる機会が増え、保護者同士の交流の場にもなっています。利用事後アンケートでは、開催日の増設を希望するとの回答があった。ひよこ教室(実83人/延324人) あひる教室(実59人/延258人) <じゃこ教室(実27人/延164人)	利用事後アンケートでは、子どもの姿に変化を感じ、開催の頻度を増やしてほしいとの回答率は5割でした。頻度としては月1回から月2-4回利用したいという希望がありました。ひよこ教室(実77人/延288人) あひる教室(実70人/延291人) <じゃこ教室(実18人/延141人)	
③	*	発達に関する個別相談・指導		子ども発達支援課	子ども発達支援課	子ども相談利用者数の経年変化			小学生までを対象とした子ども相談では就学前の子どもの相談が8割だが、18歳までの子どもを対象とした窓口相談では就学後の子どもの相談が6割となっています。来所方法が様々であることから、訪問対応を含めた柔軟な対応に努めました。	R6年度実績数: ①実施回数:81回 ②利用者数:実293人/延403人	B:7割以上9割未満	引き続き、子どもの発達や育児の相談主訴として、保育園・幼稚園での集団生活や行動をが苦手である所属園からの促しにより気づき、利用につながるが増えています。	保護者から所属先相談員が訪問してほしいという希望があることから、所属園と保護者との関係性を尊重しながら保護者のニーズに応えていきます。集団への様子や発達状況により必要に応じて他機関の支援へつなげていきます。	保護者から所属先相談員が訪問してほしいという希望があることから、所属園と保護者との関係性を尊重しながら保護者のニーズに応えていきます。集団への様子や発達状況により必要に応じて他機関の支援へつなげていきます。	窓口相談(実192人/延526人) 子ども相談(実286人/延400人) 園・学校訪問(実36人/延58人) 相談対象年齢を18歳までと拡大したことで小学生の保護者からの相談が増えています。	特に集団生活での課題や学習面での課題には所属先と連携できるように、保護者・所属先・市と連携方針を共有することで子どもを支援しやすくなり、心身の発達の促しを目指します。	
④	*	障がい児療育支援事業		子ども発達支援課	給付事業のための評価困難。				子どもや家庭の困りごとは一つの原因だけではなく、いろいろな要素が関係してくるため、全体的な支援が必要となり、子どもの発達面・行動面・家庭環境・在籍先での様子まで広く見ることが必要となっています。		B:7割以上9割未満	障がい児に対する、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。利用者が増えていることから、今後も関係機関との連携を図りながら支援の充実に取り組めます。	障がい児に対し、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	障がい児に対し、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	相談事業により子どもの発達段階や家庭状況等のアセスメントをもとに運動・心理・言語と各専門職による療育を実施した。	保護者の不安が大きくなる前に専門職によるアセスメントやモニタリングを実施しました。早めに気づいて支援をする予防的・包括的な療育を行いました。	
⑤		児童発達支援		障がい福祉課・子ども発達支援課	給付事業のための評価困難。				障がい児に対し、児童発達支援センターへの通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う施策です。利用者が増えていることから、今後も関係機関との連携を図りながら支援の充実に取り組めます。		B:7割以上9割未満	新規利用者に対し、窓口・電話で適切な事業所への案内を行いました。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	新規利用者に対し、窓口・電話で適切な事業所への案内を行いました。更新者については、支給が途切れないよう、案内しました。	保育園・幼稚園との併用利用が増えているため、園と通所先とでより効果的な支援が実施できるよう、連携体制の構築に取り組んでいく。	3歳児から利用者数が増加しており、集団生活での課題から支援につながっています。		
⑥		保育所等訪問支援		障がい福祉課・子ども発達支援課	給付事業のための評価困難。				保育所等に入園・入学中の障がい児や今後入園・入学予定の障がい児に対し、障がい児通所支援施設の支援員が保育所等に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。利用者が少なく、利用がしづらいという声があることから、今後は、支援についての周知の強化とともに、利用しやすい工夫の検討に取り組めます。		B:7割以上9割未満	保育所等に入園・入学中の障がい児や今後入園・入学予定の障がい児に対し、障がい児通所支援施設の支援員が保育所等に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。利用者が増えていることから、今後は関係機関との連携を図りながら支援の充実に取り組めます。	保育所等に入園・入学中の障がい児や今後入園・入学予定の障がい児に対し、障がい児通所支援施設の支援員が保育所等に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	保護者からの依頼によって提供されるサービスである。保護者と保育所等との距離を縮め、子どもが安心して過ごせる環境にし、保育・教育の効果を最大限に引き出すよう制度理解の向上を促すとともに、関係機関との連携を図っていく。	在籍先への説明を事業所とともに実施することで制度の理解がすすみ、1事業所から年度末には4事業所が訪問支援を実施することができました。		

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組内容	実績結果	取組内容	実績結果	取組内容	実績結果
		7	*	幼児言語教室運営事業	言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施する事業です。支援施設や病院等関係機関に通いながら本教室の併用を希望するケースが増えていることから、今後は、関係機関との情報交換を行うとともに、相談者に寄り添った相談対応や指導の質の向上に取り組みます。	こども発達支援課	幼児言語教室の相談利用者の推移	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数	①幼児言語教室の利用者数 ②相談者数	年長児を対象とする言語検査は4～5月に実施していましたが、保護者からの相談を年長児進級3か月前から受けることにより、指導を早く開始することができています。	R6年度実績値: ①220人 ②面談154人 電話711人	B:7割以上9割未満	幼児言語教室の運営(ことばの相談含む)	主に年長児を中心とした在籍者168名に対し、738回の言語指導を行い、来所相談及び電話相談を767回実施しました。	こども発達支援課設置に伴い、まなび支援センターから事業を移管し、ことばの課題に応じた指導、助言の充実を図ります。また、就学前の幼児を対象としていることから、就学先への引継ぎ等切れ目のない支援に取り組みます。	年長児を対象とした教室であるものの、年中児からの相談希望があったことから年明け1月から広域等で周知をし、早期相談支援を実施した。また、小学校生活へスムーズに移行できるよう保護者の同意のもと、入学予定校に引き継ぎを行った。 在籍数(年長児)191人 在籍数(年中児)48人 延指導回数 2,489回	就学移行期は心身共に負担がかかる時期であることから、新たな学びの場でのスムーズなスタートができるよう、小学校との円滑な接続に取り組んでいく。小学校生活を意識したプログラムを組み、グループでの指導を新たに実施する。	在籍数(年長児)167人 在籍数(年中児)53人 延指導回数 2188回 ことばの発達状態や特性を把握し、個別・グループと個々に応じた指導を実施しました。
(3)障がい児をもつ家庭への支援																		
		1	*	障害児保育事業	市内の全ての保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。障害認定まで至らない乳幼児の入園が増えていることから、今後は、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組めます。	こども保育課	障害児保育の実施状況と推移	①障害児保育の実施状況:15園 ②障害児保育の体制づくりの状況:約8割の園が対応している	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を推進する。	計画目標値である実施状況は達成したが、体制づくりの状況は未達成。	障害児保育の体制づくりの状況:約6割の園が対応(R6見込値)	C:5割以上7割未満	障害児保育の体制づくりの状況:約6割の園が対応	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある児童の保育を推進していきます。また、令和5年度より、障害認定まで至らない乳幼児に対しても、市が認める障害児であれば補助の対象とし、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組めます。	市内の保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある児童の保育を推進していきます。また、令和6年度より、保育士の補助額を増やすことにより、保育士を雇用し、障害児保育の体制拡充に取り組む。	障害児保育の体制づくりの状況:約6割の園が対応	障害児保育の体制づくりの状況:約6割の園が対応	
		2		障がい児福祉サービス	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。障がい児を預かる入所施設が近隣にないことから、今後は、関係機関と連携して支援を検討します。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規の利用希望者に対して、案内を適切に行った。		B:7割以上9割未満	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。障がい児を対象とした施設が近隣に少ないことから、今後は関係機関と情報共有・連携をして支援を検討します。	新規の利用希望者に対して、案内を適切に行った。	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業である。障がい児を対象とした施設が近隣に少ないことから、今後は関係機関と情報共有・連携をして支援を検討します。	新規の利用希望者に対して、案内を適切に行った。	新規の利用希望者に対して、案内を適切に行った。	
		3		放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する事業です。保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後は、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	障がい福祉課・こども発達支援課	給付事業のための評価困難。			保護者の就労状況の変化に伴い、サービス利用者が増加傾向にあります。		B:7割以上9割未満	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する事業です。保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後は関係機関と連携して支援の充実を図ります。	新規利用者に対し、窓口・電話で適切な事業所への案内を行いました。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する事業です。保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後は関係機関と連携して支援の充実を図ります。	新規利用者に対し、窓口・電話で適切な事業所への案内を行いました。更新者につきましては、支給が途切れないよう、案内しました。	高学年になるにつれて子ども自身の自立心の高まりや進路の兼ね合いで利用者数は減少していき、モニタリングを行い、支援内容を個々の成長や年齢にあった療育支援を実施することに努めました。	
		4		育成医療	身体上の障がいや将来機能障がいを残す恐れのある疾患を有する児童に対し、医療費の軽減を行う制度です。申請者が少ないことから、今後は、医療機関や市のホームページ等を通じた周知の強化を行うとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内の配布に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図った。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組んだ。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対しては市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対して、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図りました。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組めました。	新規対象者に対しては市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図った。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組んだ。
		5		障害児福祉手当	生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の在宅の重度障がい児に対し、手当てを給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くこととし、所得制限があります。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図った。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組んだ。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対しては、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図りました。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組めました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。
		6		心身障害児童福祉手当	20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図った。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組んだ。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対しては、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図りました。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組めました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。
		7		特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を家庭で看護している方に対し、当該障がい児の福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くこととし、所得制限があります。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図った。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組んだ。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対しては、市のホームページ及び窓口での周知徹底を図りました。更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組めました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知の強化と窓口対応を行います。
		8		補装具の交付・修理事業	身体障害者手帳を所持する児童の障がいの程度に応じて、義肢・装具・補聴器・車いす・歩行器・つえ等の購入・修理に要した費用を補助する制度です。ただし、一部自己負担金があります。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。同様に、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。同様に、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。同様に、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。
		9		日常生活用具の給付・貸与事業	在宅の身体障害者手帳を所持する児童に対し、障がいの程度に応じた、特殊マット・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。
		10		紙おむつの給付事業	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図った。		B:7割以上9割未満	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組めます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組めます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組むこととする。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図った。
		11		その他の福祉サービス	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者に対し、障がいの程度により、税制上の特別措置をはじめ、電車・バス・航空料金の割引、有料道路料金の割引、福祉タクシー券のサービス等を提供する制度です。対象者に対し漏れなく案内を必要があることから、今後は、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時にサービスの案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。			手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を漏れなく行い、周知徹底を図った。		B:7割以上9割未満	手帳新規取得時及び程度変更時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組めます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を漏れなく行い、周知徹底を図りました。	手帳新規取得時及び程度変更時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組めます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を漏れなく行い、周知徹底を図った。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を漏れなく行い、周知徹底を図った。	

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返り		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値	達成度	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
				(4)ひとり親家庭への支援														
		①		ひとり親家庭に対する自立支援の充実	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用、問題解決に向けた支援を行う施策です。また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を旨とし、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。今後も、ひとり親家庭に対する自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技術修得や資格取得後、就労に結びつくよう支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することでひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めました。	B:7割以上9割未満	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めました。令和5年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。	対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めました。令和6年度も引き続き適切な対応に努めます。	引き続き母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促す。	対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めました。(母子父子自立支援教育訓練給付金2件、高等職業訓練促進給付金9件)		
		②		児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する制度です。今後も、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し、窓口でも制度案内を行いました。その他相談等があった場合には、関係機関につなげ、総合的な支援を行いました。	B:7割以上9割未満	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し、窓口でも制度案内を行いました。また、今年度より電子申請を開始することで、申請にともなう市民の負担削減を図ります。	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し、窓口でも制度案内を行いました。また、電子申請により21件の申請があり、申請に伴う、市民の負担軽減につながった。電子申請者21件(R6.3末)	ひとり親家庭等の父母等へ児童扶養手当支給に係る書類を受理及び審査し、手当を支給した。支給対象者879人(R6.3末)	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し、窓口でも制度案内を行いました。また、現況届の電子申請を可能とし、申請に伴う、市民の負担軽減につながった。電子申請者297件(R7.3末)			
		③		ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、保険診療範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。今後も制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため評価困難。			ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の助成を行いました。子ども医療費助成事業の制度改正に伴い対象者は減少したものの、ひとり親家庭の父母等へ経済的負担の軽減と保健向上を図りました。	B:7割以上9割未満	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し、医療費等の一部の助成を行い、ひとり親等世帯の経済的負担の軽減と保健向上を図りました。支給資格者 1,346人	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し、医療費等の一部の助成を行い、ひとり親等世帯の経済的負担の軽減と保健向上を図った。支給資格者 2,244人	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法を案内し努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し、医療費等の一部の助成を行い、ひとり親等世帯の経済的負担の軽減と保健向上を図った。支給資格者 1,688人	
		④		相談体制の整備	母子・父子自立支援員兼婦人相談員や相談担当者が、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸付け等の相談に応じます。相談内容が複雑化・多様化していることから、今後も研修参加や業務の中で、更なる知識や相談技術の向上に取り組みます。	子育て支援課	研修の参加回数	研修会参加回数	研修会参加回数	ZOOMでの研修開催もあり、職員1名、母子・父子自立支援員2名は17回、職員4名、こども家庭相談員・家庭相談員5名は19回の研修参加を行いました。	B:7割以上9割未満	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和4年度は母子・父子自立支援員2名については2回、こども家庭相談員・家庭相談員5名については9回の研修参加を行いました。	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和5年度は母子・父子自立支援員2名については5回、こども家庭相談員・家庭相談員5名については5回の研修参加を行いました。	昨年引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和6年度は職員1名、母子・父子自立支援員2名は17回、職員4名、こども家庭相談員・家庭相談員5名は19回の研修参加を行いました。	
		⑤		母子父子寡婦福祉基金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。今後も、ひとり親家庭等に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			令和6年度に関しては母子・父子寡婦福祉基金貸付の対象者は1名でした。相談者には必要に応じ、他の制度の紹介等を行いました。	B:7割以上9割未満	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種援護資金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。	令和4年度に関しては母子・父子寡婦福祉基金貸付の対象者は1名でした。相談者には必要に応じ、他の制度の紹介等を行いました。令和5年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種援護資金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。	令和5年度に関しては母子・父子寡婦福祉基金貸付の対象者は1名。相談者には必要に応じ、他の制度の紹介等を行った。令和6年度も引き続き適切な対応に努めていく。	引き続き、母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種援護資金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。		
		⑥		遺児手当	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の支給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。引き続き、制度の周知及び申請方法の案内を実施し、利用者が制度を十分活用できる体制を整備していく。	B:7割以上9割未満	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給するとともに、児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組みます。支給対象者 5世帯6人(小学生1人、中学生1人、高校生4人)	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給するとともに、児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組みます。支給対象者 1世帯1人(高校生1人)	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の支給資格のある方に対し、手当に係る申請の受付及び審査をし、手当を支給を行った。支給対象者 2世帯2人(中学生1人、高校生1人)	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の支給資格のある方に対し、手当に係る申請の受付及び審査をし、手当を支給を行った。支給対象者 2世帯2人(中学生1人、高校生1人)			